

◆ 男女共同参画計画評価シート

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する環境づくり

(1) 男女共同参画への意識啓発

① 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供

【表の見方】

※計画中該当ページとは、第2次大綱白里市男女共同参画計画の中で、該当事業が記載されているページを指します。

※事業番号欄が色付きの事業は、目標値を盛り込んだ指標があります。(2-2指標シート:41項目)

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事 業 番 号	項 目	前 期 計 画 で の 状 況	担 当 課	結 果					計 画 期 間 (R3~R7) の 総 括
					令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	
8	1	男女共同参画に関する市民意識を把握するため、定期的に市民意識調査を実施します。	・市の意識調査の他に、市民団体との協働事業でアンケートを実施することができた。	地域づくり課	・市民を対象とした意識調査については、今年度は未実施。 ・職員及び審議会対象の研修の際のアンケートで「男女の地位」についてのみ質問した。	・市民を対象とした意識調査については、今年度は未実施。 ・職員及び審議会対象の研修の際のアンケートで「危機管理の視点から考える男女共同参画」についてのみ質問した。	・市民を対象とした意識調査については、今年度は未実施。 ・職員及び審議会対象の研修の際のアンケートで「LGBTQの意味についての理解・性の多様性に配慮した今後の業務遂行」についてのみ質問した。	・18歳以上の市民2,000名及び市内事業所300件を対象とした意識調査を実施し、次期男女共同参画計画策定の重要な基礎資料とすることができた。 ・職員対象の研修の際のアンケートで用語「アンコンシャスバイアス」の認知度について質問し、男女共同参画担当課以外の行政職員における用語の認知度を把握し、職員に対してもさらに男女共同参画の意識を高めることの必要性が分かった。	【実施内容】 ・市民を対象とした意識調査については、今年度は未実施。 ・職員対象の研修の際にアンケートを実施。 【効果】 ・職員の中には、年配の方への意識改革や、職場全体へ男女共同参画の意識付けを働きかけることを望む意見があることが把握できた。	【総括】 意識調査における男女平等に関する質問において、平等と感じる割合が前回から微減していた。これについて、不平等感の高まりである一方、男女共同参画に関する意識(気づき)の高まりであるとも捉えられ、少しずつ男女共同参画の意識が浸透してきているものと考えられる。他方、調査結果からは、男女により平等感に差があることも定量的に把握することができており、この意識差に留意しながら各施策に取り組む必要性を認識できた。
8	2	男女共同参画に関する情報提供のため、ホームページの充実を図ります。	・男女共同参画に関連する情報を発信・受信しやすいよう、市ホームページの構成を改善した。また、市ホームページの活用による積極的な情報発信を推進した。 ・男女共同参画に関するイベント等に関する情報を掲載し、啓発を行った。 ・平成30年度からはマリンのツイッターを活用し、啓発を行った。	秘書広報課	・男女共同参画に関する情報の発信を促すため、ホームページ作成研修を実施するなど、積極的な市ホームページの活用を推進した。	・男女共同参画に関する情報の発信を促すため、ホームページ作成研修を実施するなど、積極的な市ホームページの活用を推進した。	・男女共同参画に関する情報の発信を促すため、ホームページ作成研修を実施するなど、積極的な市ホームページの活用を推進した。	・男女共同参画に関する情報の発信を促すため、ホームページ作成研修を実施するなど、積極的な市ホームページの活用を推進した。	【実施内容】 ・男女共同参画に関する情報の発信を促すため、ホームページ作成研修を実施するなど、積極的な市ホームページの活用を推進した。 【効果】 ホームページ作成等研修会の実施により、性別等に偏らない表現や多様な視点に配慮した情報発信が推進された。	【総括】 男女共同参画に関する情報発信を促進するとともに、ホームページ作成研修を実施したことで、性別等に偏らない表現や多様な視点に配慮した情報の発信につながった。
8	3	マリンのツイッター等を活用して、男女共同参画に関する情報を提供します。	【新規】 【新規】	秘書広報課	・マリンのツイッターにおいて、男女共同参画に関する取り組みや行事等の情報発信を行った。	・マリンのツイッターにおいて、男女共同参画に関連する情報発信を行った。	・マリンのX(旧ツイッター)において、男女共同参画に関連する情報発信を行った。	・マリンのX(旧ツイッター)において、男女共同参画に関連する情報発信を行った。	【実施内容】 ・マリンのX(旧ツイッター)において、男女共同参画に関連する情報発信を行った。 【効果】 身近な媒体で発信することにより、男女平等参画を日常に関わる課題として認識してもらうきっかけとなった。	【総括】 X(旧ツイッター)を活用した発信は男女共同参画について考えていただく上で効果的であった。今後も継続的にわかりやすい発信を行い、市民の理解促進を図っていく必要がある。
8	4	市内図書室において、男女共同参画に関する冊子等の閲覧及び貸し出しをします。	・男女共同参画に関する蔵書を増やし、利用しやすい環境を整えた。	生涯学習課	・男女共同参画に関する冊子等の閲覧及び貸し出しを行った。	市内図書室3室で、約2ヶ月間「SDGs」17の目標に関する本の展示及び閲覧、貸し出しを行った。	市内図書室3室で、1か月間男女共同参画に関する本の展示及び閲覧、貸し出しを行った。	・展示本の貸出は伸び悩んだ。 ・公共読書施設で関連図書を示すことで、幅広い年代へ男女共同参画の意識づけ及び周知ができた。	【実施内容】 ・市内図書室3室で、1か月間男女共同参画に関する本の展示及び閲覧、貸し出しを行った。 【効果】 関連図書を展示することで、幅広い年代へ男女共同参画の意識づけ及び周知ができた。	【総括】 ・展示本の貸出は伸び悩んだが、展示コーナーで関連図書を気にする利用者は多かった。継続することで徐々に興味を持つ人、手に取る人を増やし、男女共同参画の意識づけ及び周知を図りたい。

②家庭、地域における男女共同参画意識の啓発

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事業 番 号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括	
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
8	5	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。	・市の広報紙に男女共同参画に関する連載を隔月で行ったことにより、定期的な啓発ができた。 ・男女共同参画地域推進員が作成した新聞を区・自治会へ回覧し地域での取組について、紹介することができた。	地域づくり課	・市の広報紙に男女共同参画に関する連載を隔月で行った。 ・HPに、県等の事業を含め、男女共同参画に関する情報を掲載した。 ・男女共同参画地域推進員が作成した新聞について、区長回覧を行った。	・市の広報紙に男女共同参画に関する連載を隔月で行った。 ・HPに、県等の事業を含め、男女共同参画に関する情報を掲載した。 ・男女共同参画地域推進員が作成した新聞について、区長回覧を行った。	・市の広報紙に男女共同参画に関する連載を隔月で行った。 ・HPに、県等の事業を含め、男女共同参画に関する情報を掲載した。 ・男女共同参画地域推進員が作成した新聞について、区長回覧を行った。	・市の広報紙に男女共同参画に関する連載を隔月で行った。 ・HPに、県等の事業を含め、男女共同参画に関する情報を掲載した。 ・男女共同参画地域推進員が作成した新聞について、区長回覧を行った。	・市の広報紙に男女共同参画に関する連載を隔月で行った。 ・HPに、県等の事業を含め、男女共同参画に関する情報を掲載した。 ・男女共同参画地域推進員が作成した新聞について、区長回覧を行った。	【実施内容】 ・市の広報紙に男女共同参画に関する連載を隔月で行った。 ・HPに、県等の事業を含め、男女共同参画に関する情報を掲載した。 ・男女共同参画地域推進員が作成した新聞について、区長回覧を行った。  【効果】 新聞に記載した二次元コードから、記事についての感想が9件寄せられた。	【総括】 各媒体において男女共同参画に関する広報・啓発を継続的に実施している。 男女共同参画地域推進員が作成した新聞での感想やR6の市民意識調査結果から、少しずつではあるが、男女共同参画の意識が着実に向上していることがうかがえる。 男女共同参画社会の実現に向け、引き続き広報・啓発活動を推進する。

(2)男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

①学校教育、社会教育における男女共同参画の推進

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事業 番 号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括	
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
9	6	性別等にとらわれることなく、個性を重視した男女平等教育・人権教育を推進します。	・人権に関する教職員の意識も高まっており、性別等にとらわれることなく、児童生徒一人一人を大切にされた教育を実施することができている。	管理課	・個に応じた指導・支援をこれまで以上に心がけるなど、人権に関する教職員の意識も高まっており、性別等にとらわれることなく、児童生徒一人一人を大切にされた教育を実施することができている。	・個に応じた指導・支援をこれまで以上に心がけるなど、人権に関する教職員の意識も高まっており、性別等にとらわれることなく、児童生徒一人一人を大切にされた教育を実施することができている。	・個に応じた指導・支援をこれまで以上に心がけるなど、人権に関する教職員の意識も高まっており、性別等にとらわれることなく、児童生徒一人一人を大切にされた教育を実施することができている。	・個に応じた指導・支援をこれまで以上に心がけるなど、人権に関する教職員の意識も高まっており、性別等にとらわれることなく、児童生徒一人一人を大切にされた教育を実施することができている。	・個に応じた指導・支援をこれまで以上に心がけるなど、人権に関する教職員の意識も高まっており、性別等にとらわれることなく、児童生徒一人一人を大切にされた教育を実施することができている。	【実施内容】 ・個に応じた指導・支援をこれまで以上に心がけるなど、人権に関する教職員の意識も高まっており、性別等にとらわれることなく、児童生徒一人一人を大切にされた教育を実施する。  【効果】 教職員の意識が高まり、児童、生徒の名前の呼び方や接し方等、人権への意識が高まってきている。	【総括】 教職員の意識の高まりに伴い、児童、生徒間においても、名前の呼び方、友達との接し方において変容がみられている。しかし、一部まだ課題がみられる。教職員の児童、生徒に対する声かけや対応等で問題になったり、児童、生徒間でトラブルになることもみられるため、引き続き男女平等教育・人権教育の推進が求められる。
9	7	固定的な男女別の職業観にとらわれない、進路選択ができるよう、本人の適正・希望を踏まえ、適切な進路指導を推進します。	・本人の適性や希望を尊重した進路指導を実施することができた。	管理課	・総合的な学習の時間を活用し、自己の適性、職業、進学先について学習した。担任、保護者、生徒が面談を行うと共に、校内進路会議を実施し、本人の適性・希望を踏まえた進路指導を行った。	・総合的な学習の時間を活用し、自己の適性、職業、進学先について学習した。担任、保護者、生徒が面談を行うと共に、校内進路会議を実施し、本人の適性・希望を踏まえた進路指導を行った。	・総合的な学習の時間を活用し、自己の適性、職業、進学先について学習した。担任、保護者、生徒が面談を行うと共に、校内進路会議を実施し、本人の適性・希望を踏まえた進路指導を行った。	・総合的な学習の時間を活用し、自己の適性、職業、進学先について学習した。担任、保護者、生徒が面談を行うと共に、校内進路会議を実施し、本人の適性・希望を踏まえた進路指導を行った。	・総合的な学習の時間を活用し、自己の適性、職業、進学先について学習した。担任、保護者、生徒が面談を行うと共に、校内進路会議を実施し、本人の適性・希望を踏まえた進路指導を行った。	【実施内容】 ・総合的な学習の時間を活用し、自己の適正、職業、進学先について学習した。担任、保護者、生徒が面談を行うとともに、校内進路会議を実施し、本人の適正・希望を踏まえた進路指導を行った。  【効果】 男女の別ではなく、本人の適正や希望をもとに進路を考えるようになった。	【総括】 総合的な学習の時間等を通して、自己の適正や希望をもとに考え、判断することができるようになってきた。学校内の役割等においても、そういった考えをもとに取り組む姿が見られるようになってきている。
9	8	全小・中学校への男女混合名簿の活用など、学校運営や慣習の改善を図ります。	・全ての学校において男女混合名簿の使用が浸透した。	管理課	・全ての学校において男女混合名簿の使用が浸透した。	・全ての学校において男女混合名簿の使用が浸透した。	・全ての学校において男女混合名簿の使用が浸透した。	・全ての学校において男女混合名簿の使用が浸透した。	・全ての学校において男女混合名簿の使用が浸透した。	【実施内容】 ・すべての学校において男女混合名簿の使用を推進した。  【効果】 男女混合名簿の使用が浸透し、学校運営における男女共同参画に関する意識が高まった。	【総括】 男女混合名簿については、児童・生徒・職員においてあたりまえのものとなってきた。学校運営においても、男女関係なく様々な役割に取り組むことが多くなった。

②家庭、地域における男女平等教育学習の推進

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事業 番 号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括		
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
10	9	子どもが性別等にとらわれず、個性を伸ばすことができるよう、家庭教育の機会の提供を図ります。	・家庭教育の機会の提供を目的に家庭教育学級合同研修会の開催や家庭教育指導員の派遣を行った。	生涯学習課	・世界で活躍する女性を講師に招くことで、男女共同参画の意識の向上を図ることが出来た。	・コロナ禍で家庭教育学級の開催を見合わせた。また、合同研修会は隔年開催のため、令和4年度は実施しなかった。	・家庭教育の機会の提供を目的に、家庭教育学級合同研修会を開催した。また必要に応じて家庭教育指導員の派遣を行った。	・家庭教育の機会の提供を目的に、各家庭教育学級の自主的な活動を支援した。合同研修会は隔年開催のため実施しなかった。	・家庭教育の機会の提供を目的に、各家庭教育学級の自主的な活動を支援した。合同研修会は隔年開催のため実施しなかった。	・家庭教育の機会の提供を目的に、各家庭教育学級の自主的な活動を支援した。合同研修会は隔年開催のため実施しなかった。	【実施内容】 ・家庭教育の機会の提供を目的に家庭教育学級合同研修会を開催した。 ・各学校・幼稚園が行う家庭教育学級に必要なに応じて家庭教育指導員の派遣を行った。  【効果】 家庭教育学級合同研修会では、37名が参加し、講演を聞くだけでなく、ロールプレイング等を通して家庭教育についての知識・意識を高めることができた。	【総括】 家庭教育学級合同研修会を令和3年度、5年度、7年度と隔年で3度実施した。 令和3年度43名、令和5年度55名、令和7年度37名と多くの方々に参加いただき、家庭教育についての意識を高めりうことができた。 また、参加者は男女ともに多くの方が参加しており、性別関係なく皆が家庭教育について学ぶことができた。
10	10	男女共同参画に関する出前講座を実施します。	・「男女共同参画について」の出前講座を新設したが、実施回数は少なかつたので、今後啓発等を行っていきたい。	地域づくり課	・新型コロナウイルスの影響で出前講座の申込件数自体が減少しており、学校等での実施は困難であった。	・新型コロナウイルスの影響で出前講座の申込件数自体が減少しており、学校等での実施は困難であった。	・出前講座の申し込み件数は昨年度に比べ増加したが、学校等での申し込み自体はほとんどなく、実施は困難であった。	・男女共同参画についての講座は申し込みがなかったため、実施は困難であった。今後内容について検討する必要がある。	・男女共同参画についての講座は申し込みがなかった。	【実施内容】 ・男女共同参画についての講座は申し込みがなかった。  【効果】 -	【総括】 市で実施している出前講座のメニューに男女共同参画推進に関する講座を加えたが、申込自体が少ない結果であった。 まずは、男女共同参画に関する啓発をより充実していくことで意識を高め、講座にも興味を持ってもらえる環境づくりを図りたい。	

③生涯学習における男女共同参画の推進

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事業 番 号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
10	11	男女共同参画や性の多様性、ワーク・ライフ・バランス等をテーマにした講座・講演会を開催し、意識の啓発を図ります。	・2年に1回の開催が指標となっていたが、令和元年度までは、市民団体等の協力を得て、毎年実施することができた。	地域づくり課	・新型コロナウイルスの影響で不特定多数の人を集めての講座・講演会の開催は困難であったが、審議会員及び職員を対象とした講演会を開催することができた。	・新型コロナウイルスの影響で不特定多数の人を集めての講座・講演会の開催は困難であったが、審議会員及び職員を対象とした講演会を開催することができた。	・審議会員及び職員を対象とした講演会を開催することができた。	・職員を対象とした講演会を開催し、幅広い世代の職員に男女共同参画に関わる最新の情報を提供することともに、無意識の思い込みによる偏見に気づくことなど、男女共同参画に対する意識を啓発することができた。	【実施内容】 ・職員を対象とした講演会を開催し、主に班長級以上の職員に向け男女共同参画に関わる最新の情報を提供した。 【効果】 アンコンシャスバイアスや男性の子育て休暇、家事参画など、男女共同参画に対する意識や知識の啓発につながった。	【総括】 実施後のアンケート結果から、年代によって男女共同参画に対する認識に温度差があり、若い世代から年配者に対して男女共同参画についてより理解を深めてほしいという意見があがっていた 幅広い世代の理解促進につながるよう、引き続き実施していく。
			・男女様々な講師を招き市民向けの講演会を行った。	生涯学習課	・女性アスリートを講師として、世界と戦う心をテーマに講演会(動画配信)を行う予定となっている。	市民公開講座では男女両方の講師を招き、親子向けの体験型の講座を行った。	市民公開講座では男女両方の講師を招き、講演会&トークショーを行った。	市民公開講座では女性の気象予報士を招き、小学生とその家族向けの講座を行った。	【実施内容】 ・市民公開講座では、戦後80年の節目の年であったため、戦争と平和に関連する講演会を実施した。 【効果】 男女問わず、68名の参加があり、平和について考える機会となった。	【総括】 市民公開講座においては、一般向けと親子参加型を交互に開催しており、男女問わず多くの方が関心を持っているテーマ・講師を選定している。各年度で参加者は男女いずれかに偏ることなく、多くの方が参加しており、生涯学習の契機となる事業が実施できた。

(3)政策、方針決定過程における男女共同参画の促進

①各種審議会等への女性の参画促進

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事業 番 号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
14	12	女性の意見や視点を市政により一層反映させるため、各種審議会・委員会等への女性の積極的登用に努めます。	・平成29年度以降、女性委員の人数や割合の減少傾向が続いていたが、昨年度から少しずつ増加してきている。 ・各審議会等の女性委員の割合を高めていけるよう引き続き担当課に依頼していく。	関係各課	・女性委員の人数はほぼ横ばいだが、総委員数が減少したため、割合としては増加した。 ・女性委員の割合が前年に比べて減少してしまっている審議会等もあるため、引き続き女性委員の割合を高めていけるよう担当課に依頼していく。	・女性委員の人数はほぼ横ばい。各委員の増減の結果前年度と総合的な割合は同数値となった。 ・女性委員の割合が前年に比べて減少してしまっている審議会等もあるため、引き続き女性委員の割合を高めていけるよう担当課に依頼していく。	・女性委員の人数は増加している審議会等が多く、全体的な割合も増加した。 ・女性委員の割合が前年に比べて減少してしまっている審議会等もあるため、引き続き女性委員の割合を高めていけるよう担当課に依頼していく。	・女性委員の人数は増加した審議会もあれば、減少した審議会もあり、全体的な割合は横ばいである。 ・引き続き女性委員の割合を高めていけるよう担当課に依頼していく。	【実施内容】 ・年度当初の庁議において、審議会等における委員の女性割合について共有するとともに、各審議会等における女性の積極登用を依頼した。 【効果】 新たに女性委員となる方がいる一方で、あて職委員の異動などにより退任される方もおり、割合は微減となった。	審議会等における女性委員の割合について5年間の経過を見ると、増加傾向にはあるものの目標に達していない。 女性の意見や視点を市政により一層反映できるようにするため、委員改選時には女性委員の積極的な登用を促すなど、引き続き女性委員割合の増加に努めたい。

②事業所、団体等における方針決定過程への女性の参画促進

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事業 番 号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
14	13	広報紙、ホームページ等を利用し、事業所・団体における女性の参画拡大についての周知・啓発を図ります。	・女性のキャリアアップにつながるセミナーやシンポジウムの周知を図った。	商工観光課	・国や県で作成されたリーフレットを庁舎内に配架した。	・国や県で作成されたリーフレットを庁舎内に配架した。	・国や県で作成されたリーフレットを庁舎内に配架した。	・国や県で作成されたリーフレットを庁舎内に配架した。	【実施内容】 ・国や県で作成されたリーフレットを庁舎内に配架した。 【効果】 リーフレットを庁舎内に配架することで、継続的な周知啓発を図ることができた。	【総括】 国や県で作成された女性のキャリアアップにつながるセミナーやシンポジウムに関するリーフレットを庁舎内に配架することにより、継続的に周知することができた。
			・国等が作成した女性活躍推進に関するチラシや県の男女共同参画事業者表彰募集に関するチラシ等を窓口で配布し、商工会への啓発も併せて行った。	地域づくり課	・国・県等で作成されたチラシの配布を行うと共に、広報・HPでも啓発を行った。	・国・県等で作成されたチラシの配布を行うと共に、広報でも啓発を行った。	・国・県等で作成されたチラシの配布を行うと共に、広報でも啓発を行った。	・国・県等で作成されたチラシの配布を行うと共に、広報でも啓発を行った。	【実施内容】 ・国・県等で作成されたチラシを窓口等で配布した。 ・R6の事業所意識調査結果について広報で啓発を行った。 【効果】 事業所における男女共同参画の促進に寄与したものと考える。	【総括】 R6の事業所意識調査結果から、女性従業員の活躍推進に取り組む事業所が増加し、あまり取り組まない事業所が2割以上減少した。 引き続き、事業所等における女性の参画拡大について周知していく。
14	14	「男女雇用機会均等月間」に合わせ、商工会等の関係機関を通して、男女雇用機会均等にかかる法制度の周知を図るとともに事業所・団体が進めるポジティブ・アクション(積極的改善措置)について、啓発を図ります。	・女性が安心して働き続けることができるよう、各種リーフレットを設置し周知した。	商工観光課	・女性が安心して働き続けることができるよう、各種リーフレットを設置し周知した。	・女性が安心して働き続けることができるよう、各種リーフレットを設置し周知した。	・女性が安心して働き続けることができるよう、各種リーフレットを設置し周知した。	・女性が安心して働き続けることができるよう、各種リーフレットを設置し周知した。	【実施内容】 ・女性が安心して働き続けることができるよう、各種パンフレットを設置し周知した。 【効果】 リーフレットの設置を通じて、周知啓発を図ることができた。	【総括】 女性が安心して働き続けることができるよう、男女雇用機会均等に係る法制度等に関する各種パンフレットを庁舎内に設置することにより、周知することができた。
			・チラシの窓口配布等を行って、啓発に努めた。	地域づくり課	・県が行う男女共同参画事業者表彰等の周知と併せて啓発を行った。	・チラシの窓口配布等を行って、啓発に努めた。	・チラシの窓口配布等を行って、啓発に努めた。	・チラシの窓口配布等を行って、啓発に努めた。	・チラシの窓口配布等を行って、啓発に努めた。 【効果】 広く事業所に対して啓発をすることができた。	【総括】 R6の事業所意識調査結果から、女性従業員の活躍推進に取り組む事業所が増加し、あまり取り組まない事業所が2割以上減少した。 引き続き、事業所等における女性の参画拡大について周知していく。

③市役所における管理職等への女性の登用促進

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事 業 番 号	項 目	前 期 計 画 で の 状 況	担 当 課	結 果					計 画 期 間 (R3~R7) の 総 括
					令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	
14	15	職員の意欲、能力等を考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく職域拡大を図るとともに女性の登用を進めます。	・女性職員の管理職への登用については、全ての目標値を達成することはできなかった。 ・今後も各役職段階における人材育成に努める。	総務課	・女性職員の管理職等への登用については、全ての目標値について、達成することはできなかった。 ・今後も各役職段階における人材育成に努める。	・管理職への登用については男女の区別なく行っている。 ・今後も男女の区分なく各役職段階における人材育成を行い、女性職員の登用が進むよう務める。	・管理職への登用については男女の区別なく行っている。 ・今後も男女の区分なく各役職段階における人材育成を行い、女性職員の登用が進むよう務める。	・管理職への登用については男女の区別なく行っている。 ・今後も男女の区分なく各役職段階における人材育成を行い、女性職員の登用が進むよう務める。	【実施内容】 ・管理職への登用については男女の区別なく行った。  【効果】 女性職員の管理職24名	【総括】 ・管理職への登用については、計画期間中、概ね男女の区別なく行うことができた。 ・今後も男女の区分なく各役職段階における人材育成を行い、女性職員の登用が進むよう務める。
14	16	女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大を図ります。	・女性職員の研修参加機会の拡充を図り、庁内研修や研修機関主催研修への積極的な参加を促進し、能力開発に努めた。	総務課	・女性職員の研修参加機会の拡充を図り、研修機関主催研修への積極的な参加を促進し、能力開発に努めた。	・能力開発のための研修や管理職向けの研修等に積極的に女性職員の参加を促し、能力開発に努めた。	・女性職員の研修参加機会の拡充を図り、庁内研修や研修機関主催研修への積極的な参加を促進し、能力開発に努めた。	・女性職員の研修参加機会の拡充を図り、庁内研修や研修機関主催研修への積極的な参加を促進し、能力開発に努めた。	【実施内容】 ・動画視聴型研修の導入等、女性職員はもとより職員全体の研修参加機会の拡充を図り、庁内研修や研修機関主催研修への積極的な参加を促進し、能力開発に努めた。  【効果】 職員全体の研修参加機会の拡充ができた。	【総括】 動画視聴型研修の導入により、女性職員はもとより職員全体の研修参加機会の拡充ができたと考える。

基本目標Ⅱ 家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり

(1)男女がともに支え合う家事・育児・介護等の支援

①子育て、介護における男女共同参画の推進

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事 業 番 号	項 目	前 期 計 画 で の 状 況	担 当 課	結 果					計 画 期 間 (R3~R7) の 総 括
					令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	
16	17	マタニティ教室へ男女での参加を促すなど、出生前から男女が協力して育児ができるよう支援します。	・年々男性の参加が増加している。	健康増進課	・マタニティ教室に参加した妊婦の数56名のうち、夫(パートナー)の参加は40名。	・マタニティ教室に参加した妊婦の54名のうち、夫(パートナー)の参加は42名。	・マタニティ教室に参加した妊婦の23名のうち、夫(パートナー)の参加は20名。	・マタニティ教室に参加した妊婦の51名のうち、夫(パートナー)の参加は30名。	【実施内容】 ・マタニティ教室に参加した妊婦36名のうち、夫(パートナー)の参加は31名だった。夫(パートナー)に対しては、家事育児と一緒にするという意識を高めてもらうよう、家事の分担についての内容に触れている。  【効果】 男性の育児休業制度の充実もあり、家事育児へ積極的な夫(パートナー)が増えていると感じる。	【総括】 休暇取得がしやすくなったこと等から男性参加者は横ばいから微増傾向である。妊婦(妻)が夫にマタニティ体験(マタニティジャケットの装着)をさせたい、沐浴は夫に任せたい等の理由で妊婦が夫を連れてくる傾向が強い。一方で、未入籍で妊娠届出をする方の割合も多くなっており、パートナーと参加できない方への配慮も必要である。
16	18	介護等についての基礎知識と介護制度について理解を深めるため、出前講座を開催します。	・介護の基礎知識や介護制度について理解を深めてもらい、介護に積極的に参加してもらえるよう今後も開催していく。	高齢者支援課	・出前講座の開催要望がなく、実施できなかった。	・介護の基礎知識や介護制度について理解を深めてもらうため、出前講座を開催した。(3回開催)	高齢者支援班:1回 地域包括支援センター:3回 実施	・介護の基礎知識や介護制度について理解を深めてもらうため、出前講座を開催した。 介護保険班:2回 地域包括支援センター:2回	【実施内容】 ・介護の基礎知識や介護制度について理解を深めてもらうため、出前講座を開催した。 介護保険班:2回開催  【効果】 男女ともに介護の基礎知識や介護制度について理解を深めていただいた。	【総括】 コロナ禍明け以降は、介護保険制度に関する出前講座の受講希望が年に複数回あり、介護の基礎知識や介護制度について理解を深めていただくことができた。今後も男女ともに介護に積極的に参加してもらえるよう、出前講座を継続していく。
16	19	市男性職員が家事・子育て・介護等に参加しやすいよう、休暇制度の周知・活用を図ります。	・男性の育児休業取得者は5年間で3名であった。 ・今後も育児休業等に対する職員の意識改革を進め、育児に参加しやすい環境整備に努める。	総務課	・男性の育児休業取得者は0名であった。職員自身にキャリアへの影響や同僚に迷惑がかかるといった意識があると考えられ、収入も減となること取得率低下の原因にあげられる。 ・今後も育児休業等に対する職員の意識改革を進め、育児に参加しやすい環境整備に努める。	・育児に関する休暇・休業制度をまとめたパンフレットを作成し、周知を行った。 ・今後も育児休業等に対する職員の意識改革を進め、育児に参加しやすい環境整備に努める。	・対象職員から育児に関する休暇について相談があった際に、特別休暇(子育て休暇)制度や育児休業等について説明を行い、必要手続きをまとめたパンフレットを配布した。 ・今後も育児休業等に対する職員の意識改革を進め、育児に参加しやすい環境整備に努める。	・対象職員から育児に関する休暇について相談があった際に、特別休暇(子育て休暇)制度や育児休業等について説明を行い、必要手続きをまとめたパンフレットを配布した。 ・今後も育児休業等に対する職員の意識改革を進め、育児に参加しやすい環境整備に努める。	【実施内容】 ・対象職員から育児に関する休暇について相談があった際に、特別休暇(子育て休暇)制度や育児休業等について説明を行い、必要手続きをまとめたパンフレットを配布した。  【効果】 男性職員の育児休業取得率は上がってきている。	【総括】 ・必要手続きをまとめたパンフレットの展開、制度改正により、必要な休暇制度、育児休業等を取得する職員が増えてきている。

②男性の生活技術習得の推進

計画 該当 ページ	事業 番号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
16	20	男性のための料理教室など、楽しみながら生活技術を習得できるよう、講座や教室の充実を図ります。	・参加者に好評であり、アンケートでも自分自身の食生活に役立てたいという意見が多い。	健康増進課	・食生活改善協議会主催で2月に計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で施設の利用が出来なかったため中止した。	・食生活改善協議会主催で12月に7名の男性を対象に実施した。簡単に作れる料理を3品調理実習した。毎年、集客に苦労するため、他の事業への参加を勧めていくことを検討したい。	・食生活改善会主催で男性のみを対象とした事業は実施しなかったが、簡単バランスクッキング、糖尿病予防講座に、4名の男性の参加があった。	・男性のみを対象とした事業は実施しなかったが、離乳食講習会で父親の参加が8名あった。うち5名は調理体験、3名は見学で参加した。	【実施内容】 ・離乳食講習会では父親の参加が10名あった。その他料理教室は男女関係なく申込を受け付けているが、男性の希望者はいなかった。 【効果】 離乳食づくりを母親だけでなく、父親も学ぶことで、母親の負担感が減少することが考えられる。	【総括】 男性は料理が苦手な人が多い等の理由から開始した教室であったが、参加人数の減少などから男性に特化した教室は実施しなかった。性別を問わず参加できる講座は継続している。離乳食講習会については、夫婦で子育てをしている人が増えてきていることから、父親が参加していると思われ、必要性を感じている。
				生涯学習課	・公民館の同好会が、男性料理の講座を開催し、第3(金)に講師の指導により、レシピを参考にして、毎回3~4品目の調理実習、試食、そして意見交換を行った。	・公民館の同好会が、男性料理の講座を開催し、第3(金)に講師の指導により、レシピを参考にして、毎回3~4品目の調理実習、意見交換を行った。	・男性料理の同好会が解散してしまいが、公民館の料理教室に男性が4名おり、講師の指導によりレシピを参考に調理実習を行っている。	・公民館の料理教室に男性が5名おり、講師の指導によりレシピを参考に調理実習を行っている。	【実施内容】 ・公民館主催の料理教室に男性が4名おり、講師の指導によりレシピを参考に調理実習を行っている。 【効果】 参加男性の紹介により新たに参加する男性もおり、楽しみながら生活技術の習得に繋がっている。	【総括】 男性料理同好会は解散したが公民館主催料理教室での受け入れが出来、調理技術の習得のほか、調理後の試食において、会員同士が料理に関する話題で盛り上がるなど交流が図れた。 楽しみながら男性が生活技術を習得できるよう、引き続き教室等を開催していく。
16	21	子育て世代の男性の料理への参画促進のため、「おとう飯」の啓発や講座、教室を行います。	【新規】	健康増進課	・食生活改善協議会主催の講座で、啓発を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった。	・食生活改善協議会主催の講座では、子育て世代の男性の参加はなかった。地域づくり課が主導で実施している。	・マタニティ教室3課(男性参加の多い沐浴指導の回)の参加者へ、おとう飯啓発資料、レシピを配布した。	・マタニティ教室2課(男性参加の多い沐浴指導の回)の参加者へ、おとう飯啓発資料、レシピを配布した。	【実施内容】 ・マタニティ教室2課(男性参加の多い沐浴指導の回)の参加者へ、おとう飯啓発資料、レシピを配布した。 【効果】 子育て中の父親が作れるレシピの周知ができたと思われる。	【総括】 子育てをする父親におとう飯啓発資料を配布し、周知することができたが、人数は少ないので、周知する対象者を検討する必要があると考えられる。
			【新規】	地域づくり課	・おとう飯朝食レシピ募集を行った。 ・おとう飯について市広報で啓発を行った。	・学校給食レシピで作るおとう飯キャンペーンを実施し、作品を募集した。 ・おとう飯について市広報で啓発を行った。	・おとう飯について市広報で啓発を行った。	・市広報紙にて、「家事シェア」の紹介記事の中で、「おとう飯」についても啓発を行った。 【効果】 男性の家事参画促進に寄与しているものとする。	【総括】 R6に実施した市民意識調査結果から、料理など家事全般を家族で分担する家庭が増えてきていることが確認できた。今後は、男性も含めた家事分担の機運を醸成するため、引き続き周知・啓発に努めたい。	

基本目標Ⅲ 男女がともに個性と能力を発揮できる職場・労働環境づくり

(1)男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進

①職場における男女の均等な機会・待遇の確保と女性の就業継続支援

計画 該当 ページ	事業 番号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
21	22	職場において男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法や制度の周知を図ります。	・男女の均等な雇用機会と待遇確保についてチラシを設置し周知を行った。	商工観光課	・男女の均等な雇用機会と待遇確保についてチラシを設置し周知を行った。	・男女の均等な雇用機会と待遇確保についてチラシを設置し周知を行った。	・男女の均等な雇用機会と待遇確保についてチラシを設置し周知を行った。	・男女の均等な雇用機会と待遇確保についてチラシを設置し周知を行った。	【実施内容】 ・男女の均等な雇用機会と待遇確保についてチラシを設置し周知を行った。 【効果】 チラシの設置を通じて、男女の均等な雇用機会と待遇確保について周知啓発を図ることができた。	【総括】 男女の均等な雇用機会と待遇確保等に関するチラシを設置することにより周知した。
21	23	職場における男女の均等な機会・待遇の確保や女性の就業継続支援に関する研修やセミナーの情報を事業所に提供するとともに、参加の促進を図ります。	・男女の均等な雇用機会と待遇確保についてチラシを設置し周知を行った。	商工観光課	・男女の均等な雇用機会と待遇確保についてチラシを設置し周知を行った。	・男女の均等な雇用機会と待遇確保についてチラシを設置し周知を行った。	・男女の均等な雇用機会と待遇確保についてチラシを設置し周知を行った。	・男女の均等な雇用機会と待遇確保についてチラシを設置し周知を行った。	【実施内容】 ・男女の均等な雇用機会と待遇確保についてチラシを設置し周知を行った。 【効果】 チラシの設置を通じて、男女の均等な雇用機会と待遇確保について周知啓発を図ることができた。	【総括】 男女の均等な雇用機会と待遇確保に関するチラシを設置することにより周知した。
21	24	職場において、女性が働きやすい環境を確保するため、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に関する啓発を図ります。	・ハラスメント防止のため事業主が講ずべき措置について、周知を図った。	商工観光課	・国や県で作成されたパンフレットやリーフレットを庁舎内に配架し、周知を行った。持ち帰られた方は男女の平等に関して興味をもたれた様子だった。	・国や県で作成されたパンフレットやリーフレットを庁舎内に配架し、周知を行った。	・国や県で作成されたパンフレットやリーフレットを庁舎内に配架し、周知を行った。	・国や県で作成されたパンフレットやリーフレットを庁舎内に配架し、周知を行った。	【実施内容】 ・国や県で作成されたパンフレットやリーフレットを庁舎内に配架し、周知を行った。 【効果】 パンフレットやリーフレットを庁舎内に配架することで、継続的な周知啓発を図ることができた。	【総括】 ハラスメント防止のため事業主が講ずべき措置に関する国や県で作成されたパンフレットやリーフレットを庁舎内に配架することにより周知した。

②農業、商工業等自営業における男女共同参画の促進

計画 中 該 当 ペ ージ	事業 番 号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
21	25	家族経営協定の締結を促進します。	・就農相談等を通じて、5年間で4件の家族経営協定を締結。令和2年度の協議案件も含め、今後も制度の周知を行う。	農業振興課	・令和3年度では、1件の更新。今後も、制度の周知を行う。	・令和4年度は、2件の協定を締結。今後も、制度の周知を行う。	・令和5年度は、1件の協定を締結。今後も、制度の周知を行う。	・令和6年度は、2件の協定を締結。今後も制度の周知を行う。なお、昨年度の本調査後(令和6年3月)に1件の協定を締結。	【実施内容】 ・農業経営の改善計画の相談を受けて、令和7年度は1件の協定を締結。 【効果】 家族経営協定の締結により経営の目標や役割分担が明確になり、経営の効率化につながる。また、後継者や配偶者も家族経営協定に基づき、認定農業者等になることができ、各種融資・支援制度の対象となることから、新たな担い手の確保にもつながる。	【総括】 家族経営協定の構成は、夫婦、親子、家族全員と多様であるが、農業経営の改善や円滑な経営継承を目的として、具体的な取り決めをするため、家族経営協定を締結している。今後も農業経営の改善のため、家族経営協定制の周知を行っていく。
21	26	女性の認定農業者の増加を目指します。	・家族経営協定の締結によるものも含め、女性の新規の就農者、認定農業者は10人であった。今後も新規就農者等の増加のため、継続して制度の周知を行っていく。	農業振興課	・令和3年度中の女性の新規の認定農業者が1名であった。家族経営協定の締結によるものも含め、女性の認定農業者は18名となった。今後も制度の周知を行っていく。	・令和4年度中の女性の新規の認定農業者は1名であった。家族経営協定の締結によるものも含め女性の認定農業者は19名となった。今後も制度の周知を行っていく。	・令和5年度中の女性の新規の認定農業者は1名。家族経営協定の締結による女性の認定農業者のうち4名は役割の見直しにより主たる従事者でなくなったため、17名となった。今後も制度の周知を行っていく。	・令和6年度中の女性農業者で新規の認定農業者は0名。今後も制度の周知を行っていく。なお、昨年度の本調査後(令和6年3月)に1名の女性農業者が認定農業者となっている。	【実施内容】 ・令和7年度中の女性農業者で新規の認定農業者は0名。なお、昨年度は、本調査後に3名の女性農業者が認定農業者となっている。 【効果】 家族経営協定の締結によるものも含めて、女性の認定農業者は21名となった。消費者としての女性ならではの視点やきめ細やかな配慮など、農業経営の発展につながる。	【総括】 認定農業者全体から見ると、女性の認定農業者の人数は少ないものの、家族経営協定や新規就農から認定農業者になるケースも増えている。農業経営について、女性ならではの視点や考えは重要であり、経営の発展にもつながると考えられることから、今後も認定農業者制度の周知を行っていく。

③女性の起業や再就職の支援

計画 中 該 当 ペ ージ	事業 番 号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
21	27	県男女共同参画センター等で開催する女性の職業能力開発講座等を周知し、参加を促進します。	・女性のキャリアアップにつながる講座やセミナーの周知を行った。	商工観光課	・女性のキャリアアップにつながる講座やセミナーの周知を行った。	・女性のキャリアアップにつながるセミナーの周知を行った。	・女性のキャリアアップにつながるセミナーの周知を行った。	・女性のキャリアアップにつながるセミナーの周知を行った。	【実施内容】 ・女性のキャリアアップにつながるセミナーの周知を行った。 【効果】 女性のキャリアアップにつながるセミナーの周知を図ることができた。	【総括】 女性のキャリアアップにつながる講座やセミナーに関する国や県で作成されたパンフレットやリーフレットを庁舎内に配架することにより周知した。 【総括】 女性の職業能力開発講座等への参加促進のため、引き続き周知啓発を図りたい。
			・男女共同参画センター等の講座・催しについてチラシを窓口で配布するとともに市広報にて周知した。 ・男女共同参画センターが発行する広報誌を窓口で配布した。	地域づくり課	・男女共同参画センター主催の講座・催し等や男女共同参画センター発行の広報誌についてHPIに掲載すると共にチラシを窓口で配布した。 ・求職者支援制度についてもHPIで情報提供を行った。	・男女共同参画センター主催の講座・催し等や男女共同参画センター発行の広報誌についてチラシを窓口で配布した。	・男女共同参画センター主催の講座・催し等や男女共同参画センター発行の広報誌についてチラシを窓口で配布した。	・男女共同参画センター主催の講座・催し等や男女共同参画センター発行の広報誌についてチラシを窓口で配布した。	【実施内容】 ・男女共同参画センター主催の講座・催し等のチラシや男女共同参画センター発行の広報誌について窓口で配布した。 【効果】 講座等への参加促進に寄与したものと考える。	
21	28	ジョブサポートセンター等と連携し、就職支援の情報を提供します。	・再就職支援セミナー参加者が増加傾向となった。	商工観光課	・参加者11名のうち女性は6人で、半数以上が女性であった。	・参加者12名のうち女性は8人で、半数以上が女性であった。	・参加者17名のうち女性は5名であった。	参加者13名のうち女性は4名であった。	【実施内容】 ・参加者6名のうち女性は2名であった。 【効果】 就職を希望する市民に対して再就職に向けた支援の機会の情報提供をすることができた。	【総括】 再就職支援セミナーの参加者数には年度ごとに増減が見られるものの、ジョブサポートセンターと連携することにより、再就職を希望する市民のニーズに応じた情報を提供することができた。

(2)仕事と家事・育児・介護等の両立の推進

①ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備

計画 中 該 当 ペ ージ	事業 番 号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
27	29	事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発に努め、育児・介護休業取得や短時間勤務制度等、多様な働き方が可能となる制度の導入促進を図ります。	・企業の多様な働き方制度の推進に努めた。	商工観光課	・国や県で作成されたパンフレットやリーフレットを庁舎内に配架し周知を行った。	・国や県で作成されたポスターを庁舎内に掲出し周知を行った。	・国や県で作成されたポスターを庁舎内に掲出し周知を行った。	・国や県で作成されたポスターを庁舎内に掲出し周知を行った。	【実施内容】 ・国や県で作成されたポスターを庁舎内に掲出し周知を行った。 【効果】 ワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発を行うことができた。	【総括】 ・ワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発、多様な働き方が可能となる制度の導入促進に関する国や県で作成されたポスターを庁舎内に掲出すことにより、周知を行うことができた。
27	30	市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、積極的な働きかけや情報提供を行います。	・毎週水曜日の「ノー残業デー」は、定着してきており、時間外勤務縮減の意識向上を図ることができた。 ・ストレスチェックで高ストレス者と判断された職員に対しては、面談勧奨を行い、希望者には産業医との面談を実施した。	総務課	・ストレスチェックの結果高ストレス者と判定された職員に面接の勧奨、並びに長時間労働を行った職員に対し面接指導を行い、産業医との面接を実施した。	・育児に関する休暇・休業制度をまとめたパンフレットを作成し、周知を行った。 ・ストレスチェックによる高ストレス判定者への面接勧奨や、不安や悩みを抱えている職員が利用できる相談窓口の周知を行った。	・ストレスチェックの結果高ストレス者と判定された職員に面接の勧奨、並びに長時間労働を行った職員に対し面接指導を行い、産業医との面接を実施した。 ・不安や悩みを抱えている職員が利用できる相談窓口の周知を行った。	・ストレスチェックの結果高ストレス者と判定された職員に面接の勧奨、並びに長時間労働を行った職員に対し面接指導を行い、産業医との面接を実施した。 ・不安や悩みを抱えている職員が利用できる相談窓口の周知を行った。	【実施内容】 ・ストレスチェックの結果高ストレス者と判定された職員に面接の勧奨、並びに長時間労働を行った職員に対し面接指導を行い、産業医との面接を実施した。 ・不安や悩みを抱えている職員が利用できる相談窓口の周知を行った。 【効果】 職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランス意識の向上に寄与できたと考える。	【総括】 ・ストレスチェックの結果高ストレス者と判定された職員、長時間労働を行った職員に対し面接の勧奨、面接指導を行い、産業医との面接を実施に加え、相談窓口の周知等、積極的な働きかけや情報提供ができたことと考える。

## ②子育て支援

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事 業 番 号	項 目	前 期 計 画 で の 状 況	担 当 課	結 果					計 画 期 間 (R3~R7) の 総 括
					令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	
28	31	子育てにかかる様々なサービスや助成制度など、子育て支援に関するわかりやすい情報提供と周知のため、子育てサポートブックの発行を行います。	【新規】	子育て支援課	・令和3年度版を令和3年4月に発行した。 令和4年度版は令和4年4月に発行予定。	令和4年度版を令和4年4月に発行した。	・令和5年度版(電子)を令和5年4月に発行した。 ・令和6年度版(冊子・令和6年度～令和7年度分)を作成した。	・令和6年度版(冊子)を令和6年4月に発行した。 ・令和7年度版(電子)発行に向けて内容の見直しを行った。	【実施内容】 ・令和7年度版(電子)を令和7年4月に発行した。 ・令和8年度版(冊子・令和8年度～令和9年度分)を作成した。 【効果】 最新の子育てに関するサービス情報提供と周知を行うことができた。	【総括】 ・母子手帳交付の際や転入時の冊子配布や子育て関連施設へ冊子を設置することで子育て関連のサービス情報を市民に周知することができた。 ・サービスの情報を毎年度更新して掲載することで、市民に最新情報を周知することができた。
28	32	保護者が安心して働くことができるよう、一時預かり、延長保育、病後児保育など、多様な保育制度の充実を図ります。	保護者の就労形態に応じた延長保育を実施することが出来た。	子育て支援課	・公立保育所における延長保育は、月平均で、在園児の3割超にあたる67名の利用があった。子育て支援館で実施する一時保育については、月平均66件の利用があった。保護者の就労状況に応じた保育を提供できていると考える。	・公立保育所における延長保育は、月平均で、在園児の3割超にあたる59名の利用があった。子育て支援館で実施する一時保育については、月平均63件の利用があった。保護者の就労状況に応じた保育を提供できていると考える。	・公立保育所における延長保育は、月平均で、在園児の3割超にあたる66名の利用があった。子育て支援館で実施する一時保育については、月平均90件の利用があった。保護者の就労状況に応じた保育を提供できていると考える。	・公立保育所における延長保育は、月平均で、在園児の3割超にあたる65名の利用があった。子育て支援館で実施する一時保育については、月平均71件の利用があった。保護者の就労状況に応じた保育を提供できていると考える。 ・また、私立保育所1か所で開催していた病後児保育のほか、新たに私立保育所1か所で開催保育事業を開始した。	【実施内容】 ・令和7年度においても一時預かり、延長保育、病児保育など多様な保育事業を実施し、私立保育園については実施のための補助を行った。 【効果】 ・公立保育所等における延長保育は、在園児の3割程度にあたる月平均57名の利用があった。 ・子育て支援館で実施する一時保育については、月平均53件の利用があった。保護者の就労状況に応じた保育を提供できていると考える。	【総括】 ・保護者の就労形態に応じた延長保育を実施することが出来た。 ・令和6年度においては、私立保育所1か所で開催していた病後児保育のほか、新たに私立保育所1か所で開催保育事業を開始した。
				管理課	・学年始めの半日保育を4日減らし保育時間を長くした。今後利用者との利便性の向上に繋がるようにしていく。	・さらに半日保育を14日間減らし保育時間を長くした。今後利用者との利便性と幼児の学びの保障をしたいと考える。	・半日の保育時間を30分延長した。今後利用者との利便性と幼児の学びの保障をしたいと考える。	・個人面談日を半日保育とせず、面談月間とし称して1日1組の面談に変更するなどし、利便性と学びの保障を充実させた。	【実施内容】 ・昨年同様に保育後に1、2家庭の面談ができるよう設定し利用者の利便を図った。 【効果】 迎え後に面談ができるという利点があった。	【総括】 半日保育の減少、保育時間の延長により時間的な子育て支援にはつながったと思われる。
28	33	育児や保育制度について気軽に相談できる窓口を整え、子育てに関する情報などを提供します。	家庭相談員が子育てに関する悩みや相談を受け、相談者に対し助言や支援の提供を行った。	子育て支援課	・家庭相談員が子育てに関する悩みや相談を受け、相談者に対し助言や支援の提供を行った。	・子ども家庭支援員が子育てに関する悩みや相談を受け、相談者に対し助言や支援の提供を行った。	・子ども家庭支援員が子育てに関する悩みや相談を受け、相談者に対し助言や支援の提供を行った。	・子ども家庭支援員が子育てに関する悩みや相談を受け、相談者に対し助言や支援の提供を行った。	【実施内容】 ・子ども家庭支援員が子育てに関する悩みや相談を受け、相談者に対し助言や支援の提供を行った。 【効果】 子育てに関する悩みや不安を抱える保護者に対し、適切な助言や支援を行うことで、課題の早期解消につながった。	【総括】 子育てに関する悩みや不安を抱える保護者からの相談に継続的に対応し、助言や支援を行うことで、課題の早期解消・解消につながってきた。この結果、保護者の不安軽減が図れるとともに、子どもを取り巻く養育環境の安定に一定の成果を上げることができた。
				健康増進課	・きめ細かく相談の内容に対応している。	・コロナ禍で相談方法も様々だったが、乳児相談やマタニティ教室等はコロナ禍だから参加したいという方も多かった。	・乳児相談や各教室・子どもの事業で相談を受け付けている。相談内容に応じて、子育てに関する情報の提供や、関係施設に繋いでいる。	・乳児相談や各教室・子どもの事業で相談を受け付けている。相談内容に応じて、子育てに関する情報の提供や、関係施設に繋いでいる。	・乳児相談や各教室・子どもの事業で相談を受け付けている。相談内容に応じて、子育てに関する情報の提供や、関係施設に繋いでいる。	【実施内容】 ・乳児相談や各教室・子どもの事業で相談を受け付けている。相談内容に応じて、子育てに関する情報の提供や、関係施設に繋いでいる。 【効果】 相談窓口については、妊娠届出時や赤ちゃん訪問、乳幼児健診等で周知し、いつでも相談できるということを繰り返し伝えていたため、必要な方は電話や来所でも相談できていると考える。
28	34	放課後に適切な遊びや活動拠点を与えられるよう、学童保育、放課後子ども教室等の居場所づくりをします。	定員に余裕ある学童保育室については、高学年の児童の受け入れを行い、令和2年度までは全ての小学校において4年生まで利用可能となった。	子育て支援課	・定員に余裕ある学童保育室については、高学年の児童の受け入れを行い、令和3年度は全ての小学校において4年生まで利用可能となった。	・1～3年生を主として受け入れ、定員に余裕ある学童保育室については、高学年の児童の受け入れを行った。	・1～3年生を主として受け入れ、定員に余裕ある学童保育室については、高学年の児童の受け入れを行った。	・1～3年生を主として受け入れ、定員に余裕ある学童保育室については、高学年の児童の受け入れを行った。	【実施内容】 ・市内7校の児童を対象に公設7施設、民間1施設で保護者の方が就労等により昼間家庭にいない児童に遊び場や生活の場を提供する。 【効果】 令和7年5月の登録児童数は、513人で、1年生から3年生を主として受け入れ、定員に余裕ある学童保育室については、高学年の児童の受け入れを行った。	【総括】 ・1～3年生を主として受け入れ、定員に余裕ある学童保育室については、高学年の児童の受け入れを行った。 ・保護者の方が就労等により昼間家庭にいない児童に遊び場や生活の場を提供することができた。 ・高学年を含む全ての児童が学童保育室を利用できるよう進めていく。
				生涯学習課	・平成29年度に放課後子ども教室実施校に大網小学校が加わり、市内全7小学校で実施出来るようになった。	・感染症拡大の影響により、一部休室する時期もあったが、市内7小学校区でそれぞれ年間40回以上の放課後子ども教室を実施することができた。	市内7小学校区で週2回(年間60回程度)の放課後子ども教室を実施し、学習だけでなく、文化交流活動を行いながら、活動子ども達の居場所を確保することができた。	市内7小学校で年間60回程度放課後子ども教室を実施し、学習のほかに、特別プログラムを開催し、児童に様々な体験をさせることができた。	市内7小学校で週2回の放課後子ども教室を実施し、学習のほかに特別プログラム等を開催し、児童に様々な体験をさせることができた。	【実施内容】 ・市内7小学校で空き教室を利用し、週2回、学習のほかに特別プログラム等を開催し、児童に様々な体験を行った。 【効果】 放課後子ども教室を実施することで児童に様々な体験をさせることができ、異世代交流の場となった。
28	35	子育て世帯に対する助成や各種手当などの経済的支援を行います。	・児童手当、子ども医療費助成、出産祝金を支給し、経済的支援を行った。	子育て支援課	・児童手当、子ども医療費助成、出産祝金を支給し、経済的支援を行った。	・児童手当、子ども医療費助成、出産祝金を支給し、経済的支援を行った。	・児童手当の支給、子ども医療費助成を実施し、経済的支援を行った。	・児童手当の支給、子ども医療費助成を実施し、経済的支援を行った。	【実施内容】 ・児童手当の支給、子ども医療費助成を実施し、経済的支援を行った。 【効果】 子育て世帯への経済的支援により、経済的な負担軽減、生活安定の一助となった。	【総括】 ・児童手当の支給、子ども医療費助成を実施し、経済的支援を行った。 経済的な負担軽減、生活安定のため、引き続き実施したい。

③高齢者、障がい者への介護支援

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事 業 番 号	項 目	前 期 計 画 で の 状 況	担 当 課	結 果					計 画 期 間 (R3~R7) の 総 括	
					令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度		
28	36	高齢者、障害者等の相談に応じ、必要な助言を行います。	・介護の知識を取得することで、男性の介護への参加促進に努めた。	高齢者支援課	・配偶者や子ども等からの相談に応じ、必要となる助言や制度説明に努めた。	・配偶者や子ども等からの相談に応じ、必要となる助言や制度説明に努めた。	・配偶者や子ども等からの相談に応じ、必要となる助言や制度説明に努めた。	・配偶者や子ども等からの相談に応じ、必要となる助言や制度説明に努めた。	・配偶者や子ども等からの相談に応じ、必要となる助言や制度説明に努めた。	【実施内容】 ・配偶者や子ども等からの相談に応じ、必要となる助言や制度説明に努めた。  【効果】 主たる介護者である夫、妻、きょうだい、子ども等からの相談に対し、その時々に応じた説明を行うことで、対象者への介護に向き合っていただけだ。	【総括】 対象者とご家族が持っている力を発揮していただけるよう、介護に関する知識や理解力を確認しながら、個々の相談にあった助言を行い、家族が行動できるよう支援することができた。引き続き継続していく。
				社会福祉課	・障がい福祉担当職員による相談対応のほか、複雑化・複合化する事案については、事業所・相談機関等の関係機関と個別支援会議の開催等による連携を図り、必要とされる支援を提供した。	・障がい福祉担当職員による相談対応のほか、複雑化・複合化する事案については、山武郡市障がい者基幹相談支援センターや関係課等と連携を図り、必要とされる支援を提供した。	・障がい福祉担当職員による相談対応のほか、複雑化・複合化する事案については、山武郡市障がい者基幹相談支援センターや関係課等と連携を図り、必要とされる支援を提供した。	・障がい福祉担当職員による相談対応のほか、複雑化・複合化する事案については、山武郡市障がい者基幹相談支援センターや関係課等と連携を図り、必要とされる支援を提供した。	・障がい福祉担当職員による相談対応のほか、複雑化・複合化する事案については、山武郡市障がい者基幹相談支援センターや関係課等と連携を図り、必要とされる支援を提供した。	【実施内容】 山武郡市障がい者基幹相談支援センター等と連携を図り、必要とされる支援を提供した。  【効果】 障害者虐待防止における対応により男女共同参画の推進に資することができた。	【総括】 障害者虐待に関する通報等は年間数件あり、障がい者基幹相談支援センターや関係課等と連携を図ることで、障がいを抱える方、男女問わず必要とされる支援を提供できたと考えられる。
28	37	介護等についての基礎知識と介護制度について理解を深めるため、適切な介護サービスの情報を提供します。	・介護保険制度の理解を深めてもらうことで、男性の介護への参加促進に努めた。	高齢者支援課	・介護保険制度の理解を深めてもらうため、パンフレット等を活用し、説明等に努めた。	・介護保険制度の理解を深めてもらうため、パンフレット等を活用し、説明等に努めた。	・介護保険制度の理解を深めてもらうため、パンフレット等を活用し、説明等に努めた。	・介護保険制度の理解を深めてもらうため、パンフレット等を活用し、説明等に努めた。	・介護保険制度の理解を深めてもらうため、パンフレット等を活用し、説明等に努めた。	【実施内容】 ・介護保険制度の理解を深めてもらうため、パンフレット等を活用し、説明等に努めた。  【効果】 男女ともに介護保険制度の理解を深めていただいた。	【総括】 窓口での問い合わせや出前講座での資料として介護保険制度に係るパンフレットを活用して、市民に対してわかりやすく説明を行った。今後も男女ともに介護に積極的に参加してもらえるよう、パンフレットを活用した周知を継続していく。
28	38	介護予防や介護者の健康づくり、介護制度への理解を深めるため、出前講座を実施します。	・2025年を見据え、地域包括ケアシステム推進を行うために、出前講座を活用し高齢者の活躍できるまちづくり、介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくりを目指している。	高齢者支援課	・認知症サポーター養成講座を3回実施した。	・認知症サポーター養成講座を2回実施した。	・認知症サポーター養成講座を2回実施した。	・認知症サポーター養成講座を2回実施した。	・認知症サポーター養成講座を4回実施した。	【実施内容】 認知症サポーター養成講座を7回実施した。  【効果】 新しい認知症観を普及啓発することによって、地域住民の理解を深め、対応方法について学ぶ機会を提供することができた。	【総括】 子どもからお年寄りまでさまざまな年代の方に対して出前講座を実施することにより、安心して暮らせるまちづくりの一步となっているため、今後も継続していく。

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせる地域づくり

(1) 地域における男女共同参画の促進と地域環境の整備

① 地域における慣習、慣行の見直しの啓発

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事 業 番 号	項 目	前 期 計 画 で の 状 況	担 当 課	結 果					計 画 期 間 (R3~R7) の 総 括	
					令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度		
31	39	区・自治会等に男女共同参画に関する理解を深めるための広報等を行い、地域の中に根強く残る男女不平等な慣習・慣行等の見直しに向けて、意識啓発を図ります。	・DV防止に関するチラシや、男女共同参画地域推進員が作成した新聞を区・自治会を通じて回覧し、男女共同参画に関する意識啓発を図った。	地域づくり課	・DV防止に関するチラシや、男女共同参画地域推進員が作成した新聞を区・自治会を通じて回覧した。 ・区長等の役職について相談を受けた際、女性が役員等を行っている事例について紹介した。	・DV防止に関するチラシや、男女共同参画地域推進員が作成した新聞を区・自治会を通じて回覧した。 ・区長等の役職について相談を受けた際、女性が役員等を行っている事例について紹介した。	・DV防止に関するチラシや、男女共同参画地域推進員が作成した新聞を区・自治会を通じて回覧した。 ・区長等の役職について相談を受けた際、女性が役員等を行っている事例について紹介した。	・DV防止に関するチラシや、男女共同参画地域推進員が作成した新聞を区・自治会を通じて回覧した。	・DV防止に関するチラシや、男女共同参画地域推進員が作成した新聞を区・自治会を通じて回覧した。	【実施内容】 ・DV防止に関するチラシや、男女共同参画地域推進員が作成した新聞を区・自治会を通じて回覧した。  【効果】 地域における男女共同参画の意識啓発に寄与したのと考えられる。	【総括】 男女共同参画地域推進員が作成した新聞へのアンケートで、R6は4件、R7は9件の意見が寄せられ、地域における男女共同参画の意識が少しずつ浸透してきていることがうかがえる。 地域において何が男女不平等なのか認識してもらい、さらなる意識啓発を図りたい。

②地域活動における女性の参画促進

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事 業 番 号	項 目	前 期 計 画 で の 状 況	担 当 課	結 果					計 画 期 間 (R3~R7) の 総 括
					令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	
31	40	男女共同参画に取り組む市民団体の自主的学習活動やサークル活動などを支援します。	・市民団体と連携して男女共同参画に関する啓発事業を行うことができた。	地域づくり課	・新型コロナウイルスの影響で、市民団体の活動が休止しており、協力することができなかった。	・新型コロナウイルスの影響で、市民団体の活動が休止しており、協力することができなかった。	・男女共同参画に取り組む市民団体の活動が無く、協力することができなかった。	・男女共同参画に取り組む市民団体の活動が無く、協力することができなかった。	【実施内容】 ・男女共同参画に取り組む市民団体の活動が無く、協力することができなかった。 【効果】 -	【総括】 男女共同参画に資する市民団体活動がない状態が続いている。さらなる周知・啓発により男女共同参画に関する機運を高め、市民団体の活動につなげたい。
31	41	区・自治会活動などの地域活動や各種ボランティア活動における男女共同参画を促進します。	・区・自治会に男女共同参画講演会の案内を送付したり、男女共同参画地域推進員が作成した「男女共同参画だよ」を回覧した。	地域づくり課	・男女共同参画地域推進員が作成した新聞を区・自治会を通じて回覧するなど、男女共同参画の啓発に努めた。	・男女共同参画地域推進員が作成した新聞を区・自治会を通じて回覧するなど、男女共同参画の啓発に努めた。	・男女共同参画地域推進員が作成した新聞を区・自治会を通じて回覧するなど、男女共同参画の啓発に努めた。	・男女共同参画地域推進員が作成した新聞を区・自治会を通じて回覧するなど、男女共同参画の啓発に努めた。	【実施内容】 ・男女共同参画地域推進員が作成した新聞を区・自治会を通じて回覧した。 【効果】 地域における男女共同参画の意識啓発に寄与したものと考える。	【総括】 区・自治会活動においては、代表者の男性割合が依然として高く、男性主体の運営となっている状況が続いているものと推察される。引き続き、各種活動における女性参画促進を図りたい。

(2)防災における男女共同参画の促進

①防災における男女共同参画の促進

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事 業 番 号	項 目	前 期 計 画 で の 状 況	担 当 課	結 果					計 画 期 間 (R3~R7) の 総 括
					令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	
33	42	消防団員、自主防災組織等地域の自主防災活動への女性の参画を促進します。	・広報紙への掲載や成人式会場でのチラシ配布を行うことにより、計画当初は4名だった女性消防団員が7名迄増員した。	安全対策課	・新型コロナウイルス感染症の影響により、積極的な勧誘活動を行うことが出来なかったものの、火災予防週間の際には、女性消防団員による広報車での放送活動を行う事で、火災の啓発活動と併せて、女性への防災意識促進を図った。	九都県市合同防災訓練や成人式では加入啓発チラシを配布。火災予防週間の際には、女性消防団員による広報車での放送活動を行う事で、火災の啓発活動と併せて、女性への防災意識促進を図った。	産業文化祭にて、トークイベントを実施し、女性消防団の活動内容の紹介により啓発を実施。チラシの配布も併せて行った。また、火災予防週間では、女性消防団員による広報車での放送活動を行った。この他広報紙により女性消防団員の活動内容の周知、女性消防団員の募集を行い、その結果、今年度3名の女性消防団員が入団した。	市商工会へ消防団員入団の啓発チラシを配布。また、火災予防週間では、女性消防団員による広報車での放送活動を行った。この他広報紙により女性消防団員の活動内容の周知、女性消防団員の募集を行い、その結果、今年度3名の女性消防団員が入団した。	【実施内容】 ・火災予防週間では、女性消防団員による広報車での放送活動を行った。この他広報紙により女性消防団員の活動内容の周知、女性消防団員の募集を行った。 ・防災関係の出前講座において、避難時のプライバシー確保や女性・乳幼児用の備蓄品など、女性視点の必要性を周知した。 【効果】 今年度5名の女性消防団員が入団した。	【総括】 計画当初は新型コロナウイルス感染症の影響により思うような勧誘ができなかったが、近年は様々なイベントに女性消防団員が参加し、防火・防災の啓発活動と併せて参画の推進ができた。

②女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事 業 番 号	項 目	前 期 計 画 で の 状 況	担 当 課	結 果					計 画 期 間 (R3~R7) の 総 括
					令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	
33	43	災害時の福祉避難所も含めた避難所における男女のニーズの違いを考慮し、女性にも配慮した取り組みを進めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実を図ります。	・備蓄計画に則り、食料や飲料水など計画的に備蓄を進められた。	安全対策課	・食料や飲料水は新たに購入した。既に所有している更衣室となる段ボール式ハウスや避難生活でプライバシー保護の点で有用となるパーティションの管理に努めている。	・食料や飲料水は新たに購入した。既に所有している更衣室となる段ボール式ハウスや避難生活でプライバシー保護の点で有用となるパーティションの管理に努めている。	・食料や飲料水は新たに購入した。既に所有している更衣室となる段ボール式ハウスや避難生活でプライバシー保護の点で有用となるパーティションの管理に努めている。	・食料や飲料水は新たに購入した。既に所有している更衣室となる段ボール式ハウスや避難生活でプライバシー保護の点で有用となるパーティションの管理に努めている。	【実施内容】 国の交付金を活用しパーティションや段ボールベッドを各800台購入した。主要となる防災倉庫へ納品予定。 【効果】 プライバシー確保となる備蓄品を整備することで、安全で快適な避難所生活が見込まれる。	【総括】 備蓄計画に則り、計画的な備蓄ができた。また、国の交付金を活用したことにより、避難者の多くが段ボールベッドや簡易ベッドを使用可能となり、快適な避難所生活の整備を進めることができた。 引き続き、備蓄計画に則り計画的な備蓄を進めていく。
33	44	市が備蓄する防災用品について、女性の視点から点検し、必要に応じ整備を行います。	【新規】	安全対策課	・今後も女性視点での備蓄について注視する。 【防災用品在庫】生理用品：3272枚	・今後も女性視点での備蓄について注視する。 【防災用品在庫】生理用品：3272枚	・今後も女性視点での備蓄について注視する。 【防災用品在庫】生理用品：3272枚	・今後も女性視点での備蓄について注視する。 【防災用品在庫】生理用品：3272枚	【実施内容】 今年度は生理用品の入替を実施。860枚を購入し、年度内に同数を再購入予定。 【効果】 衛生用品であることから、避難者の安心に寄与することが見込まれる。	【総括】 災害時における生理用品の必要数の維持が図れた。

(3)男女共同参画の視点に立った健康支援

①妊娠、出産等に関する健康支援

計画 該当 ページ	事業 番号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括	
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
35	45	妊娠、出産、産後、子育てに関する様々な相談や切れ目のない支援を行うなど、子育て世代包括支援センターの充実を図ります。	【新規】	健康増進課	令和3年度の妊娠届出数は196件(R4.1月末現在)。妊娠8か月頃に地区担当保健師が電話連絡し、体調確認や妊娠経過等を聞き取っている。その際に出産後の赤ちゃん訪問についても情報提供している。	令和4年度の妊娠届出数は190件(R5.1月末現在)。妊娠8か月頃に保健師が電話連絡し、体調確認や妊娠経過等を聞き取っている。必要に応じてマタニティ教室の紹介(個別対応も可能であること)、陣痛時の交通手段についての情報提供や、出産後の赤ちゃん訪問について情報提供している。	令和5年度の妊娠届出数は151件(R6.1月末現在)。妊娠8か月頃にSMSで連絡し、体調確認や妊娠経過等を聞き取っている。必要に応じてマタニティ教室の紹介(個別対応も可能であること)、陣痛時の交通手段についての情報提供や、出産後の赤ちゃん訪問について情報提供している。	令和6年度の妊娠届出数は177件(R7.1月末現在)。妊娠8か月頃にSMSでアンケート調査を行い、体調確認や妊娠経過等を聞き取っている。必要に応じて個別相談を実施したり、マタニティ教室の紹介(個別対応も可能であること)、陣痛時の交通手段についての情報提供や、出産後の赤ちゃん訪問について情報提供している。	令和7年度の妊娠届出数は160件(R8.1月末現在)。妊娠8か月頃にSMSでアンケート調査を行い、体調確認や妊娠経過等を聞き取っている。必要に応じて個別相談を実施したり、マタニティ教室の紹介(個別対応も可能であること)、陣痛時の交通手段についての情報提供や、出産後の赤ちゃん訪問について情報提供している。	【実施内容】 令和7年度の妊娠届出数は160件(R8.1月末現在)。妊娠8か月頃にSMSでアンケート調査を行い、体調確認や妊娠経過等を聞き取っている。必要に応じて個別相談を実施したり、マタニティ教室の紹介(個別対応も可能であること)、陣痛時の交通手段についての情報提供や、出産後の赤ちゃん訪問について情報提供している。  【効果】 妊娠中から、妊娠・出産・子育てに関する相談に対応し、妊娠中からの切れ目のない支援につなげられている。	【総括】 一般的な妊婦については、妊娠届出時の面談、妊娠8か月頃のアンケート、出産後の赤ちゃん訪問となるが、より支援が必要な方については、妊娠中の家庭訪問、同行受診、妊娠後期の面談、複数回の赤ちゃん訪問等状況に応じて相談支援の内容や回数を変えている。妊娠届出数は減少傾向だが、個別性の高い支援は今後も重要であると認識している。
35	46	安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の助成を行います。また、乳幼児健診をはじめとする健康支援・育児に関する相談の充実を図ります。	・助成券を発行することで、妊婦の経済的負担をやわらげることができた。	健康増進課	・妊娠中14回分、乳児期2回分の健診助成と新生児聴覚検査の助成をおこなっている。	妊娠中14回分、乳児期2回分の健診費用助成と新生児聴覚検査費用の助成をおこなっている。	妊娠中14回分、乳児期2回分の健診費用助成と新生児聴覚検査費用の助成をおこなっている。	妊娠中14回分、乳児期2回分の健診費用助成と新生児聴覚検査費用の助成をおこなっている。	妊娠中14回分、乳児期2回分の健診費用助成と新生児聴覚検査費用の助成をおこなっている。	【実施内容】 ・妊娠中14回分、乳児期2回分の健診費用助成と新生児聴覚検査費用の助成をおこなっている。  【効果】 費用の助成をおこなうことで、経済的支援・定期的な妊婦健診と新生児聴覚検査の受診につながっている。	【総括】 健診費用の助成により、妊婦健診は受診しやすくなっている。乳児期の健診については、子育てで忙しい時期であり、心配なことがなければ受診を忘れてしまう方もいるため、受診勧奨を積極的に行う必要があると認識している。
35	47	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行うとともに予防接種等の情報提供を行います。	・保健師が訪問することで、乳児の今後の養育についての不安解消の一助となった。	健康増進課	・R3.12月末までの出生数197件で家庭訪問実施数192件。そのうち生後28日以内に家庭訪問をした数は96件。早期の訪問で新生児期の育児不安や乳房トラブルに対処できるようになった。	R4.12月末までの出生数155名で家庭訪問実施数147名。そのうち生後28日以内に家庭訪問をした数は61名(41.5%)。育児不安や乳房トラブルをキャッチし、必要に応じて産後ケアの紹介をおこなったり、対象児の利用できる市のサービスについて情報提供をおこなった。	R5.12月末までの出生数163名で家庭訪問実施数159名。そのうち生後28日以内に家庭訪問をした数は81名(50.9%)。育児不安や乳房トラブルをキャッチし、必要に応じて産後ケアの紹介をおこなったり、対象児の利用できる市のサービスについて情報提供をおこなった。	R6.12月末までの出生数は128名で家庭訪問(来所を含む)実施数は121名。そのうち生後28日以内に実施した数は60名(49.6%)。育児不安や乳房トラブル、産婦の疲労が強い等、必要に応じて産後ケアの紹介や、市のサービスについて情報提供をおこなった。	R7.12月末までの出生数は146名で家庭訪問(来所を含む)実施数は139名。そのうち生後28日以内に実施した数は74名(53.2%)。育児不安や乳房トラブル、産婦の疲労が強い等、必要に応じて産後ケアの紹介や、市のサービスについて情報提供をおこなった。	【実施内容】 R7.12月末までの出生数は146名で家庭訪問(来所を含む)実施数は139名。そのうち生後28日以内に実施した数は74名(53.2%)。育児不安や乳房トラブル、産婦の疲労が強い等、必要に応じて産後ケアの紹介や、市のサービスについて情報提供をおこなった。  【効果】 家庭訪問を実施することで乳児期の養育についての不安や悩みの解消の一助となった。	【総括】 赤ちゃん訪問の実施率は90%を超えており、新生児期の訪問も50%近くで推移していることから、出産直後のトラブルに対応できていると考える。令和4年度からは産後ケア事業がスタートし、利用につなげることもできている。最近では父親の育休取得率が高くなっており、訪問時に父親にもアドバイスできるメリットもある。
35	48	妊娠届出書をもとにハイリスク妊婦への個人相談など、妊娠・出産への不安を軽減するため、状況に応じた相談対応を行います。	・ハイリスク妊婦と判断した方に対して迅速な対応をとることができた。	健康増進課	・R4.1月末までに妊娠届出があった196件のうちハイリスク妊婦は97名。最も多い内容は予定外妊娠。出産までに支援が必要な方へ、子育て支援課や産院と連携をとって個別対応している。	R5.1月末までに妊娠届出があった190件のうちハイリスク妊婦は108名。昨年度に続き予定外妊娠が多い。また、未婚やメンタルでの受診歴があり支援が必要な方へ、子育て支援課や産院と連携をとって個別対応している。	R6.1月末までに妊娠届出があった151件のうちハイリスク妊婦は76名。昨年度に続き予定外妊娠が多い。また、未婚やメンタルでの受診歴があり支援が必要な方へ、子育て支援課や産院と連携をとって個別対応している。	R7.1月末までに妊娠届出があった177件のうちハイリスク妊婦は112名。昨年度に続き予定外妊娠が多い。また、未婚やメンタルでの受診歴があり支援が必要な方へ、子育て支援課や産院と連携をとって個別対応している。	R8.1月末までに妊娠届出があった160件のうちハイリスク妊婦は102名。昨年度に続き予定外妊娠が多い。また、未婚やメンタルでの受診歴があり支援が必要な方へ、子育て支援課や産院と連携をとって個別対応している。	【実施内容】 ・R8.1月末までに妊娠届出があった160件のうちハイリスク妊婦は102名。昨年度に続き予定外妊娠が多い。また、未婚やメンタルでの受診歴があり支援が必要な方へ、子育て支援課や産院と連携をとって個別対応している。  【効果】 ハイリスク妊婦に対して迅速な対応をすることができた。	【総括】 ハイリスク妊婦は増加傾向。ハイリスクになる項目もさまざまだが、未入籍は増加している。子育て支援課や医療機関との連携はうまくいっていると感じる。ハイリスク妊婦は今後も増加していくと見込まれるため、さらなる個別支援が必要になると認識している。

②性差に配慮した健康支援

計画 該当 ページ	事業 番号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括	
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
36	49	男女の性差を踏まえた健康支援を進めるため、性差に応じたがん検診や骨粗しょう症検診等を実施します。	・20歳以上の女性へ子宮がん、骨密度測定を、30歳以上の女性へ乳がん検診を実施し、性差に応じた健康支援を実施することができた。	健康増進課	・20歳以上の女性へ子宮がん、骨密度測定を、30歳以上の女性へ乳がん検診を実施することができた。	・20歳以上の女性へ子宮がん、骨密度測定を、30歳以上の女性へ乳がん検診を実施することができた。	・20歳以上の女性へ子宮がん、骨密度測定を、30歳以上の女性へ乳がん検診を実施することができた。	・20歳以上の女性へ子宮がん、骨密度測定を、30歳以上の女性へ乳がん検診を実施することができた。	・20歳以上の女性へ子宮がん、骨密度測定を、30歳以上の女性へ乳がん検診を実施することができた。	【実施内容】 ・20歳以上の女性へ子宮がん、骨密度測定を、30歳以上の女性へ乳がん検診を実施し、性差に応じた健康支援を実施することができた。  【効果】 ・がん検診や骨密度測定を実施し、疾病の早期発見・早期治療につなげることができた。	【総括】 ・20歳以上の女性へ子宮がん、骨密度測定を、30歳以上の女性へ乳がん検診を実施し、性差に応じた健康支援を実施することができた。がん検診の受診率は、横ばいであるため、受診率向上にむけた取組の必要性を認識できた。
36	50	男女の健康を生涯にわたり、包括的に支援するため、健康相談を実施します。	【新規】	健康増進課	・電話での相談は特定の日時の設定はせず、年齢性別を問わず実施することができた。	電話以外もeメールでの相談にも対応したが、状況に合わせて電話でも回答を実施することができた。	電話以外もeメールでの相談にも対応したが、状況に合わせて電話でも回答を実施することができた。	電話以外もeメールでの相談にも対応したが、状況に合わせて電話でも回答を実施することができた。	電話以外もeメールでの相談にも対応したが、状況に合わせて電話でも回答を実施することができた。	【実施内容】 電話およびeメールでの相談に対応した。eメールでの相談でも、状況に応じて電話による回答を実施した。  【効果】 窓口だけでなく電話やeメール等で対応し健康づくりを支援することができた。	【総括】 世代や性別にかかわらず、健康に関する包括的な相談窓口として機能し、必要時に他機関と連携するなどして対応することができた。

(4) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

①ひとり親家庭などの生活上困難な状況に置かれている人への支援

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事 業 番 号	項 目	前 期 計 画 で の 状 況	担 当 課	結 果					計 画 期 間 (R3~R7) の 総 括	
					令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度		
38	51	自立に必要な情報提供を するとともに、各種手当の 支給、医療費助成等を通じ、 経済的な負担を軽減し、 生活の安定を図ります。	・児童扶養手当の支給、ひと り親医療費助成を実施し、経 済的な負担軽減を図った。	子育て支援課	・児童扶養手当の支給、ひとり 親医療費助成を実施し、経済 的な負担軽減を図った。	・児童扶養手当の支給、ひとり 親医療費助成を実施し、経済 的な負担軽減を図った。	・児童扶養手当の支給、ひとり 親医療費助成を実施し、経済 的な負担軽減を図った。	・児童扶養手当の支給、ひとり 親医療費助成を実施し、経済 的な負担軽減を図った。	・児童扶養手当の支給、ひとり 親医療費助成を実施し、経済 的な負担軽減を図った。	【実施内容】 ・児童扶養手当の支給、ひとり親医療費助成を実施し、経済的 な負担軽減を図った。 【効果】 子育て世帯への経済的支援により、経済的な負担軽減、 生活安定の一助となった。	【総括】 児童手当の支給、子ども医療費助成を実施し、経済的支援 を行った。 経済的な負担軽減、生活安定のため、引き続き実施したい。
38	52	就労経験の少ないひとり親 家庭の父母に対し、必要な 情報提供を行い、就労を支 援します。	・社会福祉課で実施している 就労相談窓口を紹介し、就 労の支援を行った。	子育て支援課	・社会福祉課で実施している 就労相談窓口を紹介し、就 労の支援を行った。	・母子父子自立支援員が相談 を受け、必要に応じて「母子父 子自立支援プログラム」を策 定し、ハローワークと連携し 就労支援を行った。	・母子父子自立支援員が相談 を受け、必要に応じて「母子父 子自立支援プログラム」を策 定し、ハローワークと連携し 就労支援を行った。	・母子父子自立支援員が相談 を受け、必要に応じて「母子父 子自立支援プログラム」を策 定し、ハローワークと連携し 就労支援を行った。	・母子父子自立支援員が相談 を受け、必要に応じて「母子父 子自立支援プログラム」を策 定し、ハローワークと連携し 就労支援を行った。	【実施内容】 ・母子父子自立支援員が相談を受け、必要に応じて「母子父子 自立支援プログラム」を策定し、ハローワークと連携し就労支 援を行った。 【効果】 母子父子家庭の就労に関する課題に対し、個々の状況に応じ た支援を行うことで、自立に向けた取組を促進することができ た。	【総括】 ・母子父子自立支援員による相談支援を継続的に実施し、 必要に応じて自立支援プログラムの策定やハローワーク等 関係機関と連携した就労支援を行ってきた。 その結果、母子父子家庭の就労促進に寄与し、自立に向け た取組を支援することができた。
38	53	世帯所得の低い子育て家 庭の把握に努めるととも に、必要に応じて学習支援 などを行います。	【新規】	子育て支援課	・ひとり親家庭からの相談に応 じ、社会福祉課が実施する事 業に繋がった。	・ひとり親家庭からの相談に応 じ、社会福祉課が実施する事 業に繋がった。	・ひとり親家庭からの相談に応 じ、社会福祉課が実施する事 業に繋がった。	・ひとり親家庭からの相談に応 じ、社会福祉課が実施する事 業に繋がった。	・ひとり親家庭からの相談に応 じ、社会福祉課が実施する事 業に繋がった。	【実施内容】 ・ひとり親家庭からの相談に応じ、社会福祉課が実施する事業 に繋がった。 【効果】 ひとり親家庭の状況に応じて適切な支援につなぐことができ た。	【総括】 ・ひとり親家庭からの相談に応じ、社会福祉課が実施する各 種事業につなぐ取組を継続してきた。 その結果、家庭の状況に応じた支援を提供することができ た。
			【新規】	社会福祉課	・世帯所得の低い子育て世帯 を主な対象として、居場所づく りや学習の習慣づけを目的と した学習支援事業を実施する とともに、市の委託期間が終 了した後も継続して事業を行 なっているNPO法人の支援を 行なうことにより目的の達成に 努めた。	・世帯所得の低い子育て世帯 を主な対象として、居場所づく りや学習の習慣づけを目的と した学習支援事業を実施し た。	・世帯所得の低い子育て世帯 を主な対象として、居場所づく りや学習の習慣づけを目的と した学習支援事業を実施し た。	・世帯所得の低い子育て世帯 を主な対象として、居場所づく りや学習の習慣づけを目的と した学習支援事業を実施し た。	・世帯所得の低い子育て世帯 を主な対象として、居場所づく りや学習の習慣づけを目的と した学習支援事業を実施し た。	【実施内容】 ・「貧困の連鎖」を防止するため、生活困窮世帯の子どもを対 象に学習の支援を行うとともに、進路や日常生活の相談がで きる場所を提供した。 【効果】 学習時間の確保や場所の提供を行ったことで、子どもたちの 勉強が習慣づき、自らが進んで勉強する姿勢が見受けられ た。 また、参加者向けのアンケート結果から、本事業を利用したこ とにより、成績が上がったとの効果もあった。 本事業を通して、子どもたちのさらなる進学や就労に繋がるこ とは、将来的な社会参加に資すると考えられる。	【総括】 世帯の経済的事情により児童が進学を諦めるなどの負の連 鎖に陥ることを予防する貧困対策は、対象者だけでなく社会 の安定に寄与する事業となり、継続的に取り組むことで、貧 困による格差を減らすことができると考えられる。 また、本事業の取り組みを通して、将来的な就労や、社会参 加に繋がること期待される。
			【新規】	管理課	・経済的な理由により義務教 育に必要な学用品費や給食 費などの支払いが困難である と認められる家庭に対し、その 費用を援助する就学援助制度 を実施している。	・経済的な理由により義務教 育に必要な学用品費や給食 費などの支払いが困難である と認められる家庭に対し、その 費用を援助する就学援助制度 を実施している。	・経済的な理由により義務教 育に必要な学用品費や給食 費などの支払いが困難である と認められる家庭に対し、その 費用を援助する就学援助制度 を実施している。	・経済的な理由により義務教 育に必要な学用品費や給食 費などの支払いが困難である と認められる家庭に対し、その 費用を援助する就学援助制度 を実施している。	・経済的な理由により義務教 育に必要な学用品費や給食 費などの支払いが困難である と認められる家庭に対し、その 費用を援助する就学援助制度 を実施している。	・経済的な理由により義務教 育に必要な学用品費や給食 費などの支払いが困難である と認められる家庭に対し、その 費用を援助する就学援助制度 を実施している。	【実施内容】 ・経済的な理由により義務教育に必要な学用品費や給食費な どの支払いが困難であると認められる家庭に対し、その費用 を援助する就学援助制度を実施している。 【効果】 経済的な援助により学校生活を支えることができた。
38	54	関係機関と連携し、ニート、 ひきこもりなど社会で生き づらさを感じている人に対 し、状況に応じた情報提供 や相談、就労支援などを 行います。	【新規】	社会福祉課	・公共職業相談所による巡回 相談と当課就労支援員により 就労支援を継続的に行なっ た。自立相談支援機関と支援 調整会議を定期的に行ない自 立への支援経過を共有した。 NPO法人と連携し市民協働事 業として、ひきこもり当事者お よび家族へ向けた情報共有の 場を設けた。	・公共職業安定所による巡回 相談と当課就労支援員により 就労支援を継続的に行なっ た。自立相談支援機関と支援 調整会議を定期的に行ない自 立への支援経過を共有した。	ひきこもり相談支援の窓口とし て自立相談支援機関を中心とし 支援体制を設けた。	ひきこもり相談支援の窓口とし て自立相談支援機関を中心とし 支援体制を設けた。	【実施内容】 ・公共職業安定所による巡回相談と当課就労支援員により就 労支援を継続的に行っている。ひきこもり相談支援の窓口とし て自立相談支援機関を中心に支援体制を整備している。 【効果】 情報提供、相談、就労支援を通して、男女を問わず、相談者が 社会参加に繋がるよう支援した。	【総括】 自立相談支援機関で対応している相談には、ニートやひきこ もりの事業も多くあり、必要に応じて、各担当課とも情報共有 しながら、より良い支援に繋がっていきよう連携して取り組 んでいる。 就労に向けた取り組みや、社会参加に向けた支援は、男女 を問わず行っており、一人でも多くの相談者が、社会との繋 がりができるよう今後も支援していく。	

②高齢者・障がい者への自立支援

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事 業 番 号	項 目	前 期 計 画 で の 状 況	担 当 課	結 果					計 画 期 間 (R3~R7) の 総 括
					令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	
38	55	介護予防や高齢者の健康づくり等に関する講座を開催します。	【新規】	高齢者支援課	・介護予防教室や体力測定会、ウォーキング講座を実施した。	・介護予防教室や体力測定会、ウォーキング講座を実施した。	・介護予防教室や体力測定会、ウォーキング講座を実施した。	介護予防セミナーや脳力体力測定会を実施した。	【実施内容】 ・1コース2回の介護予防セミナーを、2地区で実施した。 ・体力測定会を2回、脳力測定会を1回実施した。 【効果】 自身の現状を把握し、健康を維持向上するために必要なことを知り、考えるきっかけを提供できた。	【総括】 他者と話をすることや、測定会で自身の数値を知ることにより、今後の生活について考えるよききっかけとなっている。今後もセミナーや測定会を実施し、健康づくりについて主体的に考えられるように支援していく。
38	56	高齢者・障がい者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。	【新規】	高齢者支援課	・窓口や電話等で必要な情報提供及び助言等を行った。 ・医療、介護、福祉、生活に必要な情報を、ちらしやパンフレットでわかりやすく提供した。	・窓口や電話等で必要な情報提供及び助言等を行った。 ・医療、介護、福祉、生活に必要な情報を、ちらし・パンフレット・冊子でわかりやすく提供した。	・窓口や電話等で必要な情報提供及び助言等を行った。 ・医療、介護、福祉、生活に必要な情報を、ちらし・パンフレット・冊子でわかりやすく提供した。	・窓口や電話等で必要な情報提供及び助言等を行った。 ・医療、介護、福祉、生活に必要な情報を、ちらし・パンフレット・冊子でわかりやすく提供した。	【実施内容】 ・窓口、電話、メール、訪問で必要な情報提供及び助言等を行った。 【効果】 医療、介護、福祉、生活に必要な情報を、必要に応じてチラシ・パンフレット・冊子を活用しわかりやすく提供した。	【総括】 窓口、電話、メール、訪問と、相談者の状況や希望に合わせて相談対応を実施することができた。今後も相談者のニーズに沿った情報提供及び助言を心がけていく。
			【新規】	社会福祉課	・障がい福祉担当職員による相談対応のほか、各種制度や手続き等が掲載された「障がい者福祉のしおり」を配付するなどし、必要とされる情報を提供した。	・障がい福祉担当職員や山武郡市障がい者基幹相談支援センターによる相談対応のほか、各種制度や手続き等が掲載された「障がい者福祉のしおり」を配付するなどし、必要とされる情報を提供した。	・障がい福祉担当職員や山武郡市障がい者基幹相談支援センターによる相談対応のほか、各種制度や手続き等が掲載された「障がい者福祉のしおり」を配付するなどし、必要とされる情報を提供した。	・障がい福祉担当職員や山武郡市障がい者基幹相談支援センターによる相談対応のほか、各種制度や手続き等が掲載された「障がい者福祉のしおり」を配付するなどし、必要とされる情報を提供した。	【実施内容】 障がい福祉担当職員や山武郡市障がい者基幹相談支援センターによる相談対応のほか、各種制度や手続き等が掲載された「障がい者福祉のしおり」を配付するなどし、必要とされる情報を提供した。 【効果】 障がいを抱える方に対する情報提供における対応により男女共同参画の推進に資することができた。	【総括】 障がいを抱える方や家族等からの相談は多くあり、障がい者手帳を初めて取得した方を中心に障がい者のしおりを配布し、必要とする情報を提供したことで男女問わず必要とされる支援を提供できたと考えられる。
38	57	広報の音訳や市役所内に手話通訳者を配置するなど、障がいがあっても手続きが円滑に行えるように支援します。	【新規】	秘書広報課	・広報の音訳を作成している社会福祉協議会(結の会)へ音訳情報を提供している。また、市ホームページに音声変換機能を取り入れている。	・広報の音訳を作成している社会福祉協議会(結の会)へ音訳情報を提供している。また、市ホームページに音声変換機能を取り入れている。	・広報の音訳を作成していた団体解散したため、現在は音訳情報の提供はしていない。社会福祉協議会と連携し、音訳を作成いただける団体を検索中である。なお、市ホームページには、音声変換機能を取り入れている。	・広報の音訳を作成していた団体解散したため、現在は音訳情報の提供はしていない。社会福祉協議会と連携し、音訳を作成いただける団体を検索中である。なお、市ホームページには、音声変換機能を取り入れている。	【実施内容】 ・広報の音訳を作成していただいていた団体が解散したため、現在は音訳情報の提供はしていない。社会福祉協議会と連携し、音訳を作成いただける団体を検索中である。なお、市ホームページには、音声変換機能を取り入れている。 【効果】 音声情報の提供はできていないものの、市ホームページに音声変換機能を導入することで、視覚に配慮した情報取得の環境整備が図られた。	【総括】 音訳情報の提供は停止しているが、市ホームページへの音声変換機能の導入など、今後の情報提供再開に向けた整理を行うことができた。
			【新規】	社会福祉課	・週2回(月・木)手話通訳者を設置し、聴覚障がい者の各種手続きや、相談に応じる等、必要な支援を行った。	・週2回(月・木)手話通訳者を設置し、聴覚障がい者の各種手続きや、相談に応じる等、必要な支援を行った。	・週2回(月・木)手話通訳者を設置し、聴覚障がい者の各種手続きや、相談に応じる等、必要な支援を行った。	・週2回(月・木)手話通訳者を設置し、聴覚障がい者の各種手続きや、相談に応じる等、必要な支援を行った。	【実施内容】 週2回(月・木)手話通訳を設置し、聴覚障がい者の各種手続きや相談に応じ必要な支援を行った。 【効果】 手話通訳者を設置することにより聴覚障がいを抱える方の相談等に応じることで男女共同参画の推進に資することができた。	【総括】 手話通訳を必要とする聴覚障がい者が市内に数名おり、必要とする相談等を行うことで男女問わず必要とされる支援を提供できたと考えられる。

③外国人が暮らしやすい環境の整備

計画当該ページ	事業番号	項目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7)の総括
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
38	58	市の案内板や生活に関する情報について、ルビ付き日本語や外国語表記の併記を行うなど、外国人にもわかりやすい表記を促進します。	【新規】	総務課	・「大網白里市多文化共生推進プラン」に基づく施策メニューの実施を進めた。	・「大網白里市多文化共生推進プラン」に基づく施策メニューの実施を進めた。	・「大網白里市多文化共生推進プラン」に基づく施策メニューの実施を進めた。	・「大網白里市多文化共生推進プラン」に基づく施策メニューの実施を進めた。	【実施内容】 ・庁舎案内板(本庁舎1階設置分)へ英訳を補記済み。 ・組織名を英訳し、各部署窓口掲示へ併記済み。 【効果】 英語を使用する外国人住民が、目的の部署を探しやすくなったと考える。	【総括】 庁舎案内板への英訳補記や英訳した組織名の各部署窓口への併記により、英語を使用する外国人住民にわかりやすい表記を促進できたと考える。
			【新規】	関係各課	・市の案内板など生活に関する情報や申請書等について、外国人にもわかりやすいような工夫を行っている。	・市の案内板など生活に関する情報や申請書等について、外国人にもわかりやすいような工夫を行っている。	・市の案内板など生活に関する情報や申請書等について、外国人にもわかりやすいような工夫を行っている。	・市の案内板など生活に関する情報や申請書等について、外国人にもわかりやすいような工夫を行っている。	【実施内容】 ・市の案内板など生活に関する情報や申請書等について、外国人にもわかりやすいような工夫を行っている。 【効果】 英語を使用する外国人住民が、手続きしやすくなったと考える。	【総括】 市の案内板など生活に関する情報や申請書等について、ルビ付き日本語や外国語の併記を行うことで、外国人住民にわかりやすい表記を促進できたと考える。
38	59	本市に在住または本市を訪れる外国人に対して、市の案内板やパンフレット・ホームページ等の多言語化を図るなど、外国語による情報提供等の支援を行います。	・庁舎案内図への英訳補記や避難タワー利用看板(英語版・中国語版)の翻訳を実施した。また子育てに関する制度について、英語版の資料を作成した。	総務課	・「大網白里市多文化共生推進プラン」に基づく施策メニューの実施を進めた。	・「大網白里市多文化共生推進プラン」に基づく施策メニューの実施を進めた。	・「大網白里市多文化共生推進プラン」に基づく施策メニューの実施を進めた。	・「大網白里市多文化共生推進プラン」に基づく施策メニューの実施を進めた。	【実施内容】 ・避難タワー利用看板の翻訳(英語版・中国語版)を実施した。 ・子育てに関する英語版資料を提供した。 ・出入国在留管理庁が実施する「通訳支援事業」に申込みをし、複数部署にて電話による通訳サービスを受けられるようにした。 ・他言語対応を支援する道具としてポケットークを導入し、必要な部署へ貸出しを行った。 【効果】 外国人住民が、情報を入し易くなったと考える。	【総括】 従来行っていた英語版資料の提供等に加え、電話による通訳支援サービスへの申込みやポケットークの導入・貸出し開始により、外国語による情報提供等を行える体制を強化できたと考える。
			・市国際交流協会と連携して実施している日本語教室は、令和2年度に住民協働事業にも採択され、安定した運営が出来るようになった。	生涯学習課	・感染症の拡大の影響により、想定していた事業計画を中止せざるを得ない状況もあったが、在住外国人のニーズにそった日本語教室を運営することができた。	市国際交流協会と連携し、「ゴミの出し方」など多言語で対応できるよう支援を行った。また、日本語教室においても在住外国人のニーズに沿った事業運営を行うことができた。	・中央公民館主催の日本語教室とは別に、国際交流協会による日本語支援クラスが開設され、在住外国人の日本語教育の充実が図られた。	・中央公民館主催の日本語教室とは別に、国際交流協会による日本語支援クラスが開設され、在住外国人の日本語教育の充実が図られた。	【実施内容】 中央公民館主催の日本語教室とは別に、国際交流協会による日本語支援クラスの内容をリニューアルし実施予定である。(2月以降開催予定) 【効果】 日本語を教えると同時に、地域で暮らすうえでのルール・マナーを紹介することで、さらに外国人が地域で暮らしやすくなることを見込んでいる。	【総括】 国際交流協会と連携し、市内在住外国人への情報提供の支援および日本語学習への支援を行うことができた。
			(健康増進課) ・外国語版母子手帳を配布するとともに外国語版育児用品の資料を渡し、沐浴等を個別指導した。 (地域づくり課) ・家庭ごみの出し方パンフレット(英語版及び中国語版)を作成し、窓口で配布するとともに市ホームページに掲載した。 (財政課) ・庁舎案内図への英訳補記を行った。 (安全対策課) ・防災訓練の企画段階から、市国際交流協会と、外国人住民のための支援について、協議した。 (商工観光課) ・海水浴期間中、災害発生時の避難アナウンス(外国語版)を用意した。	関係各課 (健康増進課) (地域づくり課) (財政課) (安全対策課) (商工観光課)	(健康増進課) ・外国語版母子手帳は9か国語に対応。相談や健診は集団指導が難しいため、個別対応を実施。 (地域づくり課) ・家庭ごみの出し方パンフレット(英語版及び中国語版)を作成し、窓口で配布するとともに市ホームページに掲載した。 (財政課)今年度は実施なし。 (安全対策課) ・ハザードマップを改正し、凡例に英語表記を追加。また、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、防災訓練の企画段階から市国際交流協会と外国人支援に係る訓練内容にて協議を行った。 (商工観光課) ・白里海岸駐車場での注意事項について、外国語版のチラシを配布した。	(健康増進課) ・外国語版母子手帳は9か国語に対応。外国人夫婦の場合集団での対応が困難な場合は個別対応を実施した。 (地域づくり課) ・家庭ごみの出し方パンフレット(英語版及び中国語版)を作成し、窓口で配布するとともに市ホームページに掲載した。 (財政課)今年度は実施なし。 (安全対策課) ・今年度実施した防災訓練では企画段階から市国際交流協会と外国人支援に係る訓練内容にて協議を行った。訓練を実施した際には外国人へ防災啓発を実施した。 (商工観光課) ・海水浴期間中、災害発生時の避難アナウンス(外国語版)を用意した。	(健康増進課) ・外国語版母子手帳は9か国語に対応。外国人夫婦の場合集団での対応が困難な場合は個別対応を実施した。 (地域づくり課) ・家庭ごみの出し方パンフレット(英語版及び中国語版)を作成し、窓口で配布するとともに市ホームページに掲載した。 (財政課)今年度は実施なし。 (安全対策課) ・今年度実施した総合防災訓練では企画段階から市国際交流協会と外国人支援に係る訓練内容にて協議を行った。訓練を実施した際には外国人へ防災啓発を実施した。 (商工観光課) ・海水浴期間中、災害発生時の避難アナウンス(外国語版)を用意した。	(健康増進課) ・外国語版母子手帳は10か国語に対応(ネパール語を追加した)。外国人夫婦の場合集団での対応が困難な場合は個別対応を実施した。 (地域づくり課) ・家庭ごみの出し方パンフレット(英語版及び中国語版)を作成し、窓口で配布するとともに市ホームページに掲載した。 (財政課)今年度は実施なし。 (安全対策課) ・今年度実施した総合防災訓練では企画段階から市国際交流協会と外国人支援に係る訓練内容にて協議を行った。訓練を実施した際には外国人へ防災啓発を実施した。 (商工観光課) ・海水浴期間中、災害発生時の避難アナウンス(外国語版)を用意した。	(健康増進課) ・外国語版母子手帳は10か国語に対応(ネパール語を追加した)。外国人夫婦の場合集団での対応が困難な場合は個別対応を実施した。 (地域づくり課) ・家庭ごみの出し方パンフレット(英語版及び中国語版)を作成し、窓口で配布するとともに市ホームページに掲載した。 (財政課)今年度は実施なし。 (安全対策課) ・今年度実施した総合防災訓練では企画段階から市国際交流協会と外国人支援に係る訓練内容にて協議を行った。訓練を実施した際には外国人へ防災啓発を実施した。 (商工観光課) ・海水浴期間中、災害発生時の避難アナウンス(外国語版)を用意した。	(健康増進課) ・外国語版母子手帳は10か国語に対応。外国人夫婦の場合集団での対応が困難な場合は個別対応を実施した。 (地域づくり課) ・家庭ごみの出し方パンフレット(英語版及び中国語版)を作成し、窓口で配布するとともに市ホームページに掲載した。 (財政課) ・庁舎案内図への英訳補記を行った。 【効果】 来庁する外国人にの利便性向上に寄与している。 (安全対策課) 今年度実施した総合防災訓練では企画段階から市国際交流協会と外国人支援に係る訓練内容にて協議を行った。訓練を実施した際には外国人へ防災啓発を実施した。 【効果】 外国人への防災啓発を実施したことで、興味を持った市民にも啓発することができ、外国人支援に繋がった。 (商工観光課) 【実施内容】 海水浴期間中、災害発生時の避難アナウンス(外国語版)を用意した 【効果】 外国人も含めて緊急時の避難体制の確保につながった。

基本目標 V あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

(1)DV(ドメスティック・バイオレンス)・虐待等の防止と被害者支援

①DV・虐待被害者等に対する広報・啓発

計画 中 該当 ページ	事業 番号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
41	60	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせての広報活動などにより、DVは重大な人権侵害であることを周知します。	・DVに関する講座やイベントについて、広報紙やHPで周知すると共に、内閣府の行うパープルリボン運動に参加した。	地域づくり課 子育て支援課	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間にDVに関する啓発(DVIについて悩まず相談してほしい旨の文章と共に相談先の電話番号・専門サイトへのリンク等を掲載)を広報やHPで行うと共に、DVに関するチラシ「DVは体への暴力に限らないことを知っていますか？」の区長回覧を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間にDVに関する啓発(DVIについて悩まず相談してほしい旨の文章と共に相談先の電話番号・専門サイトへのリンク等を掲載)を広報で行うと共に、DVに関するチラシ「DVは心にもキズを残します」の区長回覧を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 DVに関するチラシ「DVには、さまざまなケースがあります」の区長回覧を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 DVに関するチラシ「DVには、さまざまなケースがあります」の区長回覧を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 【実施内容】 ・女性の様々な悩みに関するチラシの区長回覧を行った。  【効果】 ・DVを含めた女性の様々な悩みについて地域住民の理解促進を図ることができた。	【総括】 計画期間中、区長回覧等を通じて継続的な周知啓発を実施し、DVに関する理解促進および相談窓口の認知度向上に一定の成果が得られた。
				子育て支援課	・ホームページでDVはどのようなものかを周知するとともに、DVに関する相談先を掲載した。	・ホームページでDVはどのようなものかを周知するとともに、DVに関する相談先を掲載した。	・ホームページでDVはどのようなものかを周知するとともに、DVに関する相談先を掲載した。	・ホームページでDVはどのようなものかを周知するとともに、DVに関する相談先を掲載した。	【実施内容】 ・ホームページでDVはどのようなものかを周知するとともに、DVに関する相談先を掲載した。  【効果】 DVに関する理解促進と相談窓口の周知を図ることができた。	【総括】 ホームページを通じてDVに関する周知啓発と相談窓口の情報提供を継続して実施してきた。その結果、市民のDVに対する理解促進と、必要な支援につながりやすい環境づくりに寄与した。
41	61	児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止に関する啓発を行います。	・推進月間に限らず、広報紙等でも啓発を行った。	子育て支援課	・広報紙には常時相談コーナーに家庭児童相談室を掲載することで相談にのれる体制を取り、未然防止を図った。また、189の普及を図るためにマリンちゃんを加工したポケットティッシュを大網駅に設置、防災行政無線を活用し11月に4回放送を流した。	・広報紙には常時相談コーナーに子ども家庭相談室を掲載することで相談にのれる体制を取り、未然防止を図った。また、189の普及を図るためにマリンちゃんを加工したポケットティッシュを大網駅に設置、防災行政無線を活用し11月に4回放送を流した。	・広報紙には常時相談コーナーに子ども家庭相談室を掲載することで相談にのれる体制を取り、未然防止を図った。また、189の普及を図るため啓発品を大網駅等に設置するほか、スーパーでの啓発活動や防災行政無線での周知を実施した。	・広報紙には常時相談コーナーに子ども家庭相談室を掲載することで相談にのれる体制を取り、未然防止を図った。また、189の普及を図るため啓発品を大網駅等に設置するほか、スーパーでの啓発活動や防災行政無線での周知を実施した。	【実施内容】 ・広報紙の常時相談コーナーに子ども家庭相談室を掲載することで相談にのれる体制を取り、未然防止を図った。また、189の普及を図るため啓発品を大網駅等に設置するほか、スーパーでの啓発活動や防災行政無線での周知を実施した。  【効果】 子ども家庭相談室の周知や189の啓発活動を通じて、相談体制の認知向上と虐待の未然防止に寄与した。	【総括】 広報紙や啓発物品の設置、街頭啓発、防災行政無線など多様な手法により、子ども家庭相談室や189の周知啓発を継続的に実施してきた。その結果、市民の相談窓口に対する認知向上が図られ、虐待の未然防止に向けた意識啓発に一定の成果を上げることができた。
41	62	高齢者・障がい者への虐待防止に関する啓発を行います。	・虐待防止のための相談が各所より行われている。  ・障害者虐待防止法に係るポスターやパンフレットを設置し、障害者虐待防止に係る啓発を行った。	高齢者支援課	・虐待防止のための相談が各所より行われており、広報誌(地域包括支援センターだよりコーナー)等で周知している。	・虐待防止のための相談が各所より行われており、ホームページ等で周知している。	・虐待防止のための相談が各所より行われており、ホームページ等で周知している。	・虐待防止のための相談が各所より行われており、ホームページ等で周知している。	【実施内容】 虐待防止のための相談が各所より行われており、ホームページ等で周知している。  【効果】 どのような行為が虐待行為にあたるのか、虐待を防止するために何ができるかを周知することができている。	【総括】 虐待に関する知識を日頃から周知することで、当事者だけでなく地域住民にも理解していただくことができ虐待防止につながるため、今後も継続していく。
				社会福祉課	・障害者虐待防止法に係るポスターや「障害者虐待防止法をご存じですか」のパンフレットを窓口に掲出し、障がい者虐待防止に係る啓発を行った。	・障害者虐待防止法に係るポスターや「障害者虐待防止法をご存じですか」のパンフレットを窓口に掲出し、障がい者虐待防止に係る啓発を行った。	・障害者虐待防止法に係るポスターや「障害者虐待防止法をご存じですか」のパンフレットを窓口に掲出し、障がい者虐待防止に係る啓発を行った。	・障害者虐待防止法に係るポスターや「障害者虐待防止法をご存じですか」のパンフレットを窓口に掲出し、障がい者虐待防止に係る啓発を行った。	【実施内容】 障害者虐待防止法に係るポスターやパンフレットを窓口に掲出し、障がい者虐待防止に係る啓発を行った。  【効果】 障害者虐待防止法に係るポスターやパンフレットを窓口に掲出することで男女共同参画の推進に資することができた。	【総括】 障害者虐待防止法に係るポスターやパンフレットを窓口に掲出することで、障がいを抱える方、男女問わず必要とされる支援を提供できたと考えられる。

計画 該当 ページ	事業 番号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
41	63	DVや虐待に関する相談窓口について、周知を図ります。	<p>・広報紙、ホームページ、子育てサポートブックに相談窓口を掲載し、周知を図った。</p>	子育て支援課	<p>・広報紙には常時相談コーナーに子育てに関することや婦人相談の相談日時の掲載、ホームページには虐待に関することやDVに関する情報の情報提供をするとともに相談機関の掲載、子育てサポートブックの相談・支援のところで各種相談先を掲載している。</p>	<p>・広報紙には常時相談コーナーに子育てに関することや婦人相談の相談日時の掲載、ホームページには虐待に関することやDVに関する情報の情報提供をするとともに相談機関の掲載、子育てサポートブックの相談・支援のところで各種相談先を掲載している。</p>	<p>・広報紙には常時相談コーナーに子育てに関することや婦人相談の相談日時の掲載、ホームページには虐待に関することやDVに関する情報の情報提供をするとともに相談機関の掲載、子育てサポートブックの相談・支援のところで各種相談先を掲載している。</p>	<p>・広報紙には常時相談コーナーに子育てに関することや女性相談の相談日時の掲載、ホームページには虐待に関することやDVに関する情報の情報提供をするとともに相談機関の掲載、子育てサポートブックには各種相談先を掲載している。</p>	<p>【実施内容】 ・広報紙には常時相談コーナーに子育てに関することや女性相談の相談日時の掲載、ホームページには虐待に関することやDVに関する情報の情報提供をするとともに相談機関の掲載、子育てサポートブックには各種相談先を掲載している。</p> <p>【効果】 子育てやDV等に関する相談窓口の周知を図り、市民が必要な支援につながりやすい環境づくりに寄与した。</p>	<p>【総括】 広報紙やホームページ、子育てサポートブックを活用して各種相談窓口の情報提供を継続して行ってきた。その結果、子育てやDV等に関する相談先の認知向上が図られ、市民が適切な支援につながりやすい体制整備に一定の成果を上げることができた。</p>
			<p>・住民及び公的機関からの相談が行われている。</p>	高齢者支援課	<p>・市民や公的機関からの相談が行われており、広報紙(地域包括支援センターだよりのコーナー)等で周知している。</p>	<p>・市民や公的機関からの相談が行われており、ホームページ等で周知している。</p>	<p>・市民や公的機関からの相談が行われており、ホームページ等で周知している。</p>	<p>・市民や公的機関からの相談が行われており、ホームページ等で周知している。</p>	<p>【実施内容】 市民や公的機関からの相談が行われており、ホームページ等で周知している。</p> <p>【効果】 事業所等から連絡が入り、状況確認や対応につながった。</p>	<p>【総括】 地域住民及び公的機関が適宜相談することができるよう、今後も周知に努めていく。</p>
			<p>・チラシやポスターを設置し、障害者虐待防止に関する啓発を行った。</p>	社会福祉課	<p>・市町村の障害者虐待防止センター及び県障害者権利擁護センターの連絡先が掲載されているポスターやパンフレットを社会福祉課窓口に掲出し、障がい者虐待に関する相談窓口の周知を行った。</p>	<p>・令和4年4月に設置した山武郡市障がい者基幹相談支援センターにおいて、虐待防止に関する支援を行っているため、当センターの周知を図った。</p>	<p>・山武郡市障がい者基幹相談支援センターにおいて、虐待防止に関する支援を行っているため、当センターの周知を図った。</p>	<p>・山武郡市障がい者基幹相談支援センターにおいて、虐待防止に関する支援を行っているため、当センターの周知を図った。</p>	<p>【実施内容】 山武郡市障がい者基幹相談支援センターにおいて、虐待防止における支援を行っているため、当センターの周知を図った。</p> <p>【効果】 障害者虐待防止における支援を行っている基幹相談支援センターを周知することにより男女共同参画の推進に資することができた。</p>	<p>【総括】 障害者虐待に関する通報等は年間数件あり、障がい者基幹相談支援センターの周知を図ることで、障がいを抱える方、男女問わず必要とされる支援を提供できたと考えられる。</p>
41	64	関係機関と連携し、窓口等において虐待防止に関する啓発を行うとともに、虐待防止ネットワーク会議の設置を図ります。	<p>【新規】</p>	子育て支援課	<p>例年代表者会議を1回、実務者会議を3回開催していたが、代表者会議はコロナの関係で書面決議を行ったが、実務者会議については対面で開催し、各関係機関と情報共有をして連携を図った。ケースによっては、個別支援会議を開催して、役割分担をして連携を図ることで各関係機関の強みを活かして支援をすることができた。</p>	<p>・実務者会議の開催回数を3回から4回に増やし、各関係期間と情報共有をして連携を図った。ケースによっては、個別支援会議を開催して、役割分担をして連携を図ることで各関係機関の強みを活かして支援をすることができた。</p>	<p>・今年度も実務者会議を4回開催する予定。各関係期間と情報共有をして連携を図った。ケースによっては、個別支援会議を開催して、役割分担をして連携を図ることで各関係機関の強みを活かして支援をすることができた。</p>	<p>実務者会議を4回開催する予定。各関係機関と情報共有をして連携を図った。ケースによっては、個別支援会議を開催して、役割分担をして連携を図ることで各関係機関の強みを活かして支援をすることができた。</p>	<p>【実施内容】 実務者会議を4回開催する予定。各関係機関と情報共有をして連携を図った。ケースによっては、個別支援会議を開催して、役割分担をして連携を図ることで各関係機関の強みを活かして支援をすることができた。</p> <p>【効果】 関係機関との情報共有と連携強化により、ケースに応じた適切な支援につなげることができた。</p>	<p>【総括】 ・実務者会議や個別支援会議を開催し、関係機関との情報共有と役割分担を図ってきた。その結果、各機関の強みを活かした支援体制が構築され、ケースに応じたきめ細やかな支援の実施に寄与してきた。</p>
			<p>・虐待防止に関する啓発を図ったこともあり、各関係機関と連携しながら虐待の対応を行った。</p>	高齢者支援課	<p>・複数のケースで関係機関と連携をとり、支援体制の構築を行った。</p>	<p>・複数のケースで関係機関と連携をとり、支援体制の構築を行った。</p>	<p>・複数のケースで関係機関と連携をとり、支援体制の構築を行った。</p>	<p>・複数のケースで関係機関と連携をとり、支援体制の構築を行った。</p>	<p>【実施内容】 高齢者の権利擁護(虐待)に関する相談の際、庁内の関係機関及び警察、保健所等との連携を図る。</p> <p>【効果】 対象者の状況に応じた支援体制を構築することにより、問題の解決を図ることができる。</p>	<p>【総括】 庁内の連携及び支援機関との調整を図ることにより、相談体制の強化を図ることができた。</p>
			<p>・山武圏域3市3町で共同設置する山武圏域障害者差別解消支援地域協議会の会議を開催し、千葉県内における取組状況の共有を図るなど、普及・啓発活動に取り組んでいる。</p>	社会福祉課	<p>・山武圏域3市3町で共同設置する山武圏域障がい者差別解消支援地域協議会の会議を開催し、圏域内の普及・啓発活動を図った。</p>	<p>・山武圏域3市3町で共同設置する山武圏域障がい者差別解消支援地域協議会の会議を開催し、圏域内の普及・啓発活動を図った。</p>	<p>・山武圏域3市3町で共同設置する山武圏域障がい者差別解消支援地域協議会の会議を開催し、圏域内の普及・啓発活動を図った。</p>	<p>・山武圏域3市3町で共同設置する山武圏域障がい者差別解消支援地域協議会の会議を開催し、圏域内の普及・啓発活動を図った。</p>	<p>【実施内容】 山武郡市障がい者差別解消支援地域協議会において、障がい者差別解消の会議を開催し普及・啓発活動を行った。</p> <p>【効果】 障がい者差別解消において山武圏域内で普及・啓発活動を行うことにより男女共同参画の推進に資することができた。</p>	<p>【総括】 障がい者差別解消を山武圏域内で普及・啓発活動を行うことで、障がいを抱える方、男女問わず必要とされる支援を提供できたと考えられる。</p>

②相談・支援体制の充実

計画 該当 ページ	事業 番号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間 (R3~R7) の総括
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
42	65	乳幼児健診・就学前健診未受診者の把握や家庭訪問指導を通じて、DVや児童虐待の早期発見に努めます。	<p>・健診未受診者で家庭訪問でも状況確認が出来ない場合は、保育所や幼稚園、子育て支援課等と連携し、状況確認できた。</p> <p>・就学時健康診断や「教育相談週間」を通して、児童・生徒の状況を確認することができ、必要に応じて適切な支援を行うことができた。</p>	健康増進課	<p>・今年度も、健診未受診者については、関係各所と連携して情報を収集し、状況確認に努めた。</p>	<p>保育所や幼稚園との連絡会の場を活用し、未受診者の状況確認に努めるとともに、園から保護者に受診勧奨していただき、受診につながったケースもあった。</p>	<p>保育所や幼稚園との連絡会の場を活用し、未受診者の状況確認に努めるとともに、園から保護者に受診勧奨していただき、受診につながったケースもあった。</p>	<p>健診未受診者については保育所や幼稚園との連絡会の場を活用し、状況確認に努めた。</p>	<p>【実施内容】 健診未受診者については保育所や幼稚園との連絡会の場を活用し、状況確認に努めた。</p> <p>【効果】 園から保護者に受診勧奨していただき、受診につながったケースや、育児不安・虐待のリスク要因の早期発見、早期対応につながった。</p>	<p>【総括】 共働き家庭の増加により、急な休みが難しい場合もあるため、1か月以上前の通知や複数の受診日を提示するなど、未受診にならない工夫をした上で、健診未受診者については、再通知や家庭訪問等でできるだけ状況把握につとめた。保育所や幼稚園との情報共有については、健診受診の有無をきっかけに、それ以外の相談等につながる場合もあるため有効である。</p>
				管理課	<p>・就学時健康診断や「教育相談週間」を通して、児童・生徒の状況を確認することができ、必要に応じて適切な支援を行うことができた。</p>	<p>・就学時健康診断や「教育相談週間」を通して、児童・生徒の状況を確認することができ、必要に応じて適切な支援を行うことができた。</p>	<p>・就学時健康診断や「教育相談週間」を通して、児童・生徒の状況を確認することができ、必要に応じて適切な支援を行うことができた。</p>	<p>・就学時健康診断や「教育相談週間」を通して、児童・生徒の状況を確認することができ、必要に応じて適切な支援を行うことができた。</p>	<p>【実施内容】 就学時健康診断や「教育相談週間」を通して、児童・生徒の状況を確認した。</p> <p>【効果】 児童・生徒に対し、必要に応じて適切な支援を行うことができた。</p>	
42	66	家庭相談員を配置し、関係機関と連携しながら児童虐待の未然防止、要保護児童等の早期発見・早期対応及び自立に至る支援を行います。	<p>・要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議、個別支援会議を通じ、関係機関と連携しながら児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応が図られた。</p>	子育て支援課	<p>・要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議、個別支援会議を通じ、関係機関と連携しながら児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応が図られた。</p>	<p>・要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議、個別支援会議を通じ、関係機関と連携しながら児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応が図られた。</p>	<p>・要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議、個別支援会議を通じ、関係機関と連携しながら児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応が図られた。</p>	<p>・要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議、個別支援会議を通じ、関係機関と連携しながら児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応が図られた。</p>	<p>【実施内容】 ・要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議、個別支援会議を通じ、関係機関と連携しながら児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応が図られた。</p> <p>【効果】 関係機関と連携した支援により、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につなげることができた。</p>	<p>【総括】 関係機関と連携を図り、要保護児童の支援体制を構築してきた。その結果、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が可能となり、支援体制の強化に一定の成果を上げてきた。</p>
42	67	DV相談窓口職員、婦人相談員、母子・父子自立支援員を配置し、自立支援を含め、相談者に適切な支援を行います。	<p>・県主催のDV研修、母子・父子自立支援員研修に参加し、相談者に適切な支援を行った。</p>	子育て支援課	<p>・手当等の各種サービスの説明、離婚等に関する相談や助言、DVでの避難を希望する方の一時保護等の避難支援を行った。</p>	<p>・手当等の各種サービスの説明、離婚等に関する相談や助言、DVでの避難を希望する方の一時保護等の避難支援を行った。</p>	<p>・手当等の各種サービスの説明、離婚等に関する相談や助言、DVでの避難を希望する方の一時保護等の避難支援を行った。</p>	<p>・手当等の各種サービスの説明、離婚等に関する相談や助言、DVでの避難を希望する方の一時保護等の避難支援を行った。</p>	<p>【実施内容】 ・手当等の各種サービスの説明、離婚等に関する相談や助言、DVでの避難を希望する方の一時保護等の避難支援を行った。</p> <p>【効果】 相談対応や避難支援を通じて、DV被害者等の安全確保と生活再建への支援につなげることができた。</p>	<p>【総括】 各種制度の案内やDVに関する相談対応、避難支援を実施してきた。その結果、被害者の安全確保と自立に向けた支援体制の整備に一定の成果を上げることができた。</p>
42	68	高齢者や障がい者に対する虐待について、適切な相談・支援を行います。	<p>・研修の情報を取り込みながら、ケースに応じて適切な相談・支援に努めた。</p>	高齢者支援課	<p>・対象者のみでなく、養護者の生活状況改善のため、必要に応じて各機関と連携し、環境調整に努めた。</p>	<p>・被虐待者を（一時）保護するための施設との契約・調整に努めた。</p>	<p>・被虐待者を（一時）保護するための施設との契約・調整に努めた。</p>	<p>・被虐待者を（一時）保護するための施設との契約・調整に努めた。</p>	<p>【実施内容】 地域社会に対する虐待の早期発見に向け相談受付窓口の周知を実施したほか、各関係機関と連携し、事実確認や被虐待者及び虐待者等に対する必要な支援を迅速に実施した。</p> <p>【効果】 被虐待者の権利擁護や虐待者等に対する必要な支援が図られた。</p>	<p>【総括】 庁内の連携及び支援機関との調整を図ることにより、相談及び支援体制の強化を図ることができた。</p>
			<p>・障害者虐待に関する研修に参加し、相談・支援を行うために必要な知識等の習得に努めたほか、被虐待者を一時保護するための場所を確保した。</p>	社会福祉課	<p>・障がい者虐待に関する研修に参加し、相談・支援を行なうために必要な知識等の習得に努めたほか、被虐待者を一時保護するための場所を確保した。</p>	<p>・障がい者虐待に関する研修に参加し、相談・支援を行なうために必要な知識等の習得に努めたほか、被虐待者を一時保護するための場所を確保した。</p>	<p>・障がい者虐待に関する研修に参加し、相談・支援を行なうために必要な知識等の習得に努めたほか、被虐待者を一時保護するための場所を確保した。</p>	<p>【実施内容】 障がい者虐待に関する研修に参加し、相談・支援を行うために必要な知識等の習得に努めたほか、被虐待者を一時保護するための場所を確保した。</p> <p>【効果】 障がい者虐待に関する研修に参加し、知識の習得に努め、一時保護の場所を確保することにより男女共同参画の推進に資することができた。</p>		

③関係機関との連携強化

計画 中 該 当 ペ ージ	事業 番 号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括			
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
42	69	DV及び虐待(児童・高齢者・障がい者等)は多様な関係機関による支援が必要であるため、関係団体との連携を図ります。	・要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)を開催し、情報共有と支援策の検討を行う中で関係機関との連携を図った。	子育て支援課	・要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)を開催し、情報共有と支援策の検討を行う中で関係機関との連携を図った。	・要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)を開催し、情報共有と支援策の検討を行う中で関係機関との連携を図った。	・要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)を開催し、情報共有と支援策の検討を行う中で関係機関との連携を図った。	・要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)を開催し、情報共有と支援策の検討を行う中で関係機関との連携を図った。	・要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)を開催し、情報共有と支援策の検討を行う中で関係機関との連携を図った。	【実施内容】 ・要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)を開催し、情報共有と支援策の検討を行う中で関係機関との連携を図った。 【効果】 情報共有と支援方針の検討を行うことで、関係機関と連携した適切な支援につなげることができた。	【総括】 協議会や個別支援会議を開催し、情報共有と支援方針の検討を行うことで関係機関との連携を強化してきた。その結果、要保護児童等に対する支援の充実が図られ、継続的な見守り体制の構築に寄与してきた。		
			・障害者虐待に関する研修に参加し、相談・支援を行うために必要な知識等の習得に努めたほか、被虐待者を一時保護するための場所を確保した。	社会福祉課	・障がい者虐待に関する研修に参加し、相談・支援を行なうために必要な知識等の習得に努めたほか、被虐待者を一時保護するための場所を確保した。	・障がい者虐待に関する研修に参加し、相談・支援を行なうために必要な知識等の習得に努めたほか、被虐待者を一時保護するための場所を確保した。	・障がい者虐待に関する研修に参加し、相談・支援を行なうために必要な知識等の習得に努めたほか、被虐待者を一時保護するための場所を確保した。	・障がい者虐待に関する研修に参加し、相談・支援を行なうために必要な知識等の習得に努めたほか、被虐待者を一時保護するための場所を確保した。	・障がい者虐待に関する研修に参加し、相談・支援を行なうために必要な知識等の習得に努めたほか、被虐待者を一時保護するための場所を確保した。	・障がい者虐待に関する研修に参加し、相談・支援を行なうために必要な知識等の習得に努めたほか、被虐待者を一時保護するための場所を確保した。	・障がい者虐待に関する研修に参加し、相談・支援を行なうために必要な知識等の習得に努めたほか、被虐待者を一時保護するための場所を確保した。	【実施内容】 障がい者虐待に関する研修に参加し、相談・支援を行うために必要な知識等の習得に努め、被虐待者を一時保護する場所を確保した。 【効果】 障がい者虐待に関する研修に参加し、知識の習得に努め、一時保護の場所を確保することにより男女共同参画の推進に資することができた。	【総括】 障がい者虐待に関する研修に参加し、必要な知識を習得すること、被虐待者を一時保護する場所を確保することで、障がいを抱える方、男女問わず必要とされる支援を提供できたと考えられる。
			・虐待における重篤な被害を未然に防ぐ対応を行った。	高齢者支援課	・関係機関と連携を図り、重篤な被害を未然に防ぎ、生活環境の再構築を行った。	・関係機関と連携を図り、重篤な被害を未然に防ぎ、生活環境の再構築を行った。	・関係機関と連携を図り、重篤な被害を未然に防ぎ、生活環境の再構築を行った。	・関係機関と連携を図り、重篤な被害を未然に防ぎ、生活環境の再構築を行った。	・関係機関と連携を図り、重篤な被害を未然に防ぎ、生活環境の再構築を行った。	・関係機関と連携を図り、重篤な被害を未然に防ぎ、生活環境の再構築を行った。	・関係機関と連携を図り、重篤な被害を未然に防ぎ、生活環境の再構築を行った。	【実施内容】 高齢者の権利擁護(虐待)に関する出前講座の実施。 【効果】 社会福祉協議会をはじめとした高齢者の支援機関との意識共有を図ることができる。	【総括】 高齢者虐待については、相談・通報により判明するケースが多いことから、今後も、情報の提供などを行い、関係団体等との連携を図っていく。
			・DVに関する問い合わせに対して、相談窓口や県の電話相談を紹介するとともにDVの相談窓口に関する案内をトイレに設置するなど啓発を行った。	地域づくり課 子育て支援課	・DVや男性の総合相談窓口に関する案内をトイレに設置するなど啓発を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 ・DVや男性の総合相談窓口に関する案内をトイレに設置するなど啓発を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 ・DVや男性の総合相談窓口に関する案内をトイレに設置するなど啓発を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 ・DVや男性の総合相談窓口に関する案内をトイレに設置するなど啓発を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 ・DVや男性の総合相談窓口に関する案内をトイレに設置するなど啓発を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 ・DVや男性の総合相談窓口に関する案内をトイレに設置するなど啓発を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 ・DVや男性の総合相談窓口に関する案内をトイレに設置するなど啓発を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 【実施内容】 ・DVや男性の総合相談窓口に関する案内をトイレに設置するなど啓発を行った。 【効果】 トイレ等への案内設置により、相談窓口の情報を目にする機会を拡大することができた。	【総括】 相談窓口案内の設置や周知啓発を継続的に行うことで、支援情報のアクセス向上が図られた。
			・教育委員会、学校(幼稚園)、子育て支援課、児童相談所等が情報共有を含め連携を深め、適切に対応することができた。	管理課	・教育委員会、学校(幼稚園)、子育て支援課、児童相談所等が情報共有を含め連携を深め、適切に対応することができた。	・教育委員会、学校(幼稚園)、子育て支援課、児童相談所等が情報共有を含め連携を深め、適切に対応することができた。	・教育委員会、学校(幼稚園)、子育て支援課、児童相談所等が情報共有を含め連携を深め、適切に対応することができた。	・教育委員会、学校(幼稚園)、子育て支援課、児童相談所等が情報共有を含め連携を深め、適切に対応することができた。	・教育委員会、学校(幼稚園)、子育て支援課、児童相談所等が情報共有を含め連携を深め、適切に対応することができた。	・教育委員会、学校(幼稚園)、子育て支援課、児童相談所等が情報共有を含め連携を深め、適切に対応することができた。	・教育委員会、学校(幼稚園)、子育て支援課、児童相談所等が情報共有を含め連携を深め、適切に対応することができた。	【実施内容】 教育委員会、学校(幼稚園)、子育て支援課、児童相談所等が連携を深め、適切な対応に努めている。また、学校の依頼に応じて、関係機関を集めたケース会議を実施している。 【効果】 連携を深めることで、様々な視点からの情報を集めたり、違う角度からの対応・支援につなげている。	【総括】 教育委員会、学校(幼稚園)、子育て支援課、児童相談所、また関係機関を含めて情報共有を行ったり、手立てを検討、支援につなげることが、とても効果的である。一方で、家庭が抱える課題が多様化、複雑化している。さらに困り感をもっていない、もしくは表出させない家庭も見られることから、さらに対応を検討していかなければならない。
42	70	関係機関、関係施設と連携し、DV及び虐待(児童・高齢者・障害者等)により緊急保護が必要なDV被害者・児童・高齢者・障がい者等に対応します。	・関係機関、関係施設と連携をし、DV被害者や要保護児童の安全が図られた。	子育て支援課	・関係機関、関係施設と連携をし、DV被害者や要保護児童の安全が図られた。	・関係機関、関係施設と連携をし、DV被害者や要保護児童の安全が図られた。	・関係機関、関係施設と連携をし、DV被害者や要保護児童の安全が図られた。	・関係機関、関係施設と連携をし、DV被害者や要保護児童の安全が図られた。	・関係機関、関係施設と連携をし、DV被害者や要保護児童の安全が図られた。	【実施内容】 ・関係機関、関係施設と連携をし、DV被害者や要保護児童の安全が図られた。 【効果】 関係機関・関係施設と連携することで、DV被害者や要保護児童の安全確保を図ることができた。	【総括】 関係機関・関係施設と連携した支援を継続的に実施し、DV被害者や要保護児童の安全確保に努めてきた。その結果、緊急時を含めた支援体制の強化が図られ、安心して支援につながる環境づくりに一定の成果を上げることができた。		
			・被虐待者を一時保護するための場所を確保し、緊急性が高いケースにおける一時保護の実施、福祉サービス等の利用による生活の場の調整等の支援を行った。	高齢者支援課	・高齢者虐待により緊急の保護が必要な場合に対応した。 ・ケースの状況に応じて、福祉サービス等導入の支援を行った。	・高齢者虐待により緊急の保護が必要なケースの状況に応じて、施設入所の支援を行った。 また、養護者の生活改善のために関係機関と連携し、支援を行った。	・高齢者虐待による施設入所に至った案件はなかった。	・高齢者虐待による施設入所に至った案件はなかった。	・高齢者虐待による施設入所に至った案件はなかった。	・高齢者虐待による施設入所に至った案件はなかった。	・高齢者虐待による施設入所に至った案件はなかった。	【実施内容】 被虐待者を(一時)保護するための施設との契約・調整に努めた。 【効果】 令和7年に1件の施設入所及び1件の短期入所から成年後見制度への支援へつなげた。	【総括】 高齢者虐待については、緊急に避難しなければ、心身に対し重大な影響を与える事案があることから、今後も、施設との調整を図っていく。
			・被害者の安全を確保するために、関係機関との連携や迅速な対応を行った。	社会福祉課	・被害者の安全を確保するために、関係機関との連携や迅速な対応を行った。	・被害者の安全を確保するために、関係機関との連携や迅速な対応を行った。	・被害者の安全を確保するために、関係機関との連携や迅速な対応を行った。	・被害者の安全を確保するために、関係機関との連携や迅速な対応を行った。	・被害者の安全を確保するために、関係機関との連携や迅速な対応を行った。	・被害者の安全を確保するために、関係機関との連携や迅速な対応を行った。	・被害者の安全を確保するために、関係機関との連携や迅速な対応を行った。	【実施内容】 被害者の安全を確保するために、関係機関との連携や迅速な対応を行った。 【効果】 障がい者虐待における相談を受けた際には基幹相談支援センターと連携し対応を行うことにより男女共同参画の推進に資することができた。	【総括】 被害者の安全を確保するために基幹相談支援センター等関係機関との連携を構築したことで、男女問わず必要とされる支援を提供できたと考えられる。

③ストーカーや性的犯罪等の防止対策の推進

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事 業 番 号	項 目	前 期 計 画 で の 状 況	担 当 課	結 果					計 画 期 間 (R3~R7) の 総 括
					令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	
42	71	被害者をストーカー行為等から守るため、ストーカー規制法の周知、啓発を推進するとともに、関係機関等との連携強化を図ります。	・窓口で相談があったものについて、警察の相談サポートコーナーを案内した。	地域づくり課 子育て支援課	・相談場所の案内を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 ・相談場所の案内を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 ・令和5年度の相談はなかった。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 ・主な相談(子どもの就学について)の中にストーカーについての言及があったため、相談場所の案内を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 【実施内容】 ・相談を受けた中でストーカーについての言及があったため、相談場所の案内を行った。 【効果】 相談内容に応じて相談窓口を案内することで、関係機関につなぐ支援体制強化を図ることができた。	【総括】 計画期間中、個別相談において関係機関と連携しながら対応を行うことで、相談者の状況に応じた支援につなげることができた。
42	72	出会い系サイトなど、子どもたちをインターネットを介した犯罪から守るため、メディア教育を実施するなど巻き込まれないための対策を進めます。また、広報紙、ホームページ等を利用した周知を図ります。	・インターネットに潜む犯罪について周知してきた。その結果、児童生徒の意識は高まってきている。しかし、犯罪が複雑化してきているので、今後も引き続き対策を講じていく必要がある。	管理課	・いじめゼロ集会や親子情報モラル教室を実施し、インターネットに潜む犯罪への対策等について啓発した。 ・また、学校だよりなどの広報紙を活用して、適宜周知を図っている。	・千葉県で実施されているネットパトロールの調査結果とインターネットを安全に利用するための啓発資料を市教委から学校に毎月配付し、各学校での指導に活用した。 ・教職員向け情報モラル教育指導者研修会を実施し、各学校で児童生徒に情報モラルの重要性を指導した。 ・学校だよりなどの広報紙を活用して、保護者にもインターネット等の健全な利用について周知した。	・千葉県で実施されているネットパトロールの調査結果とインターネットを安全に利用するための啓発資料を市教委から学校に毎月配付し、各学校での指導に活用した。 ・学校だよりなどの広報紙を活用して、保護者にもインターネット等の健全な利用について周知した。	・千葉県で実施されているネットパトロールの調査結果とインターネットを安全に利用するための啓発資料を市教委から学校に毎月配付し、各学校での指導に活用している。 ・学校だよりなどの広報紙を活用したり、外部講師を招いての情報モラル教室を開催し、保護者にもインターネット等の健全な利用について周知している。 【効果】 児童・生徒、教職員、保護者の意識高揚につなげることができ、インターネットを介した犯罪につながっていない。	【総括】 これまでの取り組みに加え、令和6年度より配置したICT支援員にも協力をいただき、より効果的な周知ができています。一方で、児童・生徒のスマートフォンの所持率の上昇に伴い、様々なトラブルも起きている。被害者にならないための取り組みに加え、無意識のうちに加害者にならないための手立てを強化していかなければならない。	

(2)ハラスメントの防止

②セクハラ、パワハラ等の防止対策の推進

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事 業 番 号	項 目	前 期 計 画 で の 状 況	担 当 課	結 果					計 画 期 間 (R3~R7) の 総 括
					令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	
45	73	セクハラ等のハラスメント防止に向けた啓発に努めます。	・内閣府が作成した「女性に対する暴力をなくす運動」に関するポスターを各公共施設に掲示し、市ホームページへ掲載するとともに、窓口でチラシを配布した。	地域づくり課 子育て支援課	・「女性に対する暴力をなくす運動」に関するポスターを各公共施設に掲示し、広報やHPで啓発を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 ・「女性に対する暴力をなくす運動」に関するポスターを各公共施設に掲示し、広報やHPで啓発を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 ・「女性に対する暴力をなくす運動」に関するポスターを各公共施設に掲示し、広報やHPで啓発を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 ・「女性に対する暴力をなくす運動」に関するポスターを各公共施設に掲示し、広報やHPで啓発を行った。	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 【実施内容】 ・「女性に対する暴力をなくす運動」に関するポスターを各公共施設に掲示し、広報やHPで啓発を行った。 【効果】 公共施設への掲示や広告媒体を活用した周知により、運動の趣旨及び女性に対する暴力防止の意識啓発を図ることができた。	【総括】 計画期間中、継続的な啓発活動を実施することで、市民の理解促進及び暴力防止意識の醸成に一定の効果があった。
45	74	職場でのセクハラ等の防止を促進するため、千葉労働局雇用均等室や男女共同参画センターなどの関係機関において実施されている相談窓口についての情報提供を行います。	・関係機関の相談窓口の情報をチラシで周知した。	商工観光課	・関係機関の相談窓口の情報をチラシで周知した。	・関係機関の相談窓口の情報をポスターやリーフレットで周知を行った。	・関係機関の相談窓口の情報をポスターやリーフレットで周知を行った。	・関係機関の相談窓口の情報をポスターやリーフレットで周知を行った。	【実施内容】 ・関係機関の相談窓口の情報をポスターやリーフレットで周知を行った。 【効果】 職場でのセクハラ等の防止に関する周知啓発を行うことができた。	【総括】 職場でのセクハラ等の防止を促進するため、関係機関の相談窓口に関するポスターやリーフレットを配架することにより、周知することができた。
45	75	市職員に対して、パワハラ、メンタルヘルス、セクハラなど、精神的・性的な人権意識(資質)向上を図るため、独自の研修プランや外部研修への参加などを推進します。	・様々なハラスメントが生じないよう全職員を対象とした「メンタルヘルス研修」や「ハラスメント研修」等の庁内研修を実施し、人権意識の向上に努めた。 ・外部研修については、希望者には積極的に研修への参加を促した。	総務課	・庁内研修としてパワーハラスメントに関する動画を公開し、庁内及び外部の各相談窓口を周知した。	・集合研修に代わるものとしてパワーハラスメントに関する動画を全庁ネットワークで公開するとともに、相談窓口を周知した。 ・外部研修への参加を促した。	・全職員を対象とした、ハラスメント及びメンタルヘルスに関する外部研修の受講を促した。 ・パワーハラスメントに関する動画を全庁ネットワークで公開し、庁内及び外部の各相談窓口を周知した。	・管理職員等を対象とした、ハラスメント及びメンタルヘルスに関する外部研修の受講を促した。	【実施内容】 共済組合が主催する管理職員等を対象としたメンタルヘルスセミナー(ラインケア研修)への積極的な参加を促した。 【効果】 精神的・性的な人権意識(資質)向上に寄与できたと考える。	【総括】 研修参加や動画素材の公開等、職員に機会を提供することにより、人権意識の向上に寄与できたと考える。

(3)相互理解と人権尊重

①人権尊重意識の啓発

計画 中 該 当 ペ ージ	事業 番 号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括	
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
48	76	人権擁護委員による人権相談の充実や法務局人権擁護課との連携を図ります。	・毎月、人権擁護委員による人権相談を実施した。 ・広報紙、ホームページで人権相談窓口の周知をした。	地域づくり課	・毎月人権擁護委員による人権相談を実施した。(コロナウイルスの影響で4月・8月・9月・1月・2月は中止) ・広報紙、ホームページで法務局の電話相談窓口の周知をした。	・毎月人権擁護委員による人権相談を実施した。 ・広報紙、ホームページで法務局の電話相談窓口の周知をした。	・毎月人権擁護委員による人権相談を実施した。 ・広報紙、ホームページで法務局の電話相談窓口の周知をした。	・毎月人権擁護委員による人権相談を実施した。 ・広報紙、ホームページで法務局の電話相談窓口の周知をした。	・毎月人権擁護委員による人権相談を実施した。 ・広報紙、ホームページで法務局の電話相談窓口の周知をした。	【実施内容】 ・毎月人権擁護委員による人権相談を実施した。 ・広報紙、ホームページで法務局の電話相談窓口の周知をした。 【効果】 人権相談や会議を通し、人権擁護委員、法務局人権擁護課との連携が図れている。	【総括】 法務局を交えた実務研修や相談業務が実施されており、適切に連携が取れている。引き続き相談業務を実施し、人権擁護委員や法務局と連携を図りたい。
48	77	人権擁護委員と連携し、「人権擁護委員の日」、「人権週間」にあわせた啓発活動などを行い、あらゆる暴力が重大な人権侵害にあたることを周知します。	・市内商業施設等で啓発活動を行うことにより、人権相談窓口の周知、人権尊重意識の啓発を行った。	地域づくり課	・「人権擁護委員の日」に中央公民館、白里公民館にて特設相談を実施した。 ・「人権週間」にあわせ市内商業施設にて街頭啓発運動を実施した。	・「人権擁護委員の日」に中央公民館、白里公民館にて特設相談を実施した。 ・「人権週間」にあわせ市内商業施設にて街頭啓発運動を実施した。	・「人権擁護委員の日」に中央公民館、白里公民館にて特設相談を実施した。 ・「人権週間」にあわせ市内商業施設にて街頭啓発運動を実施した。	・「人権擁護委員の日」に中央公民館、白里公民館にて特設相談を実施した。 ・「人権週間」にあわせ市内商業施設にて街頭啓発運動を実施した。	・「人権擁護委員の日」に中央公民館、白里公民館にて特設相談を実施した。 ・「人権週間」にあわせ市内商業施設にて街頭啓発運動を実施した。	【実施内容】 ・「人権擁護委員の日」に中央公民館、白里公民館にて特設相談を実施した。 ・「人権週間」にあわせ市内商業施設にて街頭啓発運動として、市内商業施設にて相談先の電話番号のついた啓発物品を配布した。 【効果】 市民が相談できる機会の拡充、人権尊重意識の向上に寄与したものと考える。	【総括】 市内商業施設等で人権相談窓口の周知や啓発を行うことにより、人権尊重意識の向上に寄与したものと考える。引き続き周知啓発に努めたい。
48	78	小・中学校の道徳の授業において、自他の生命を尊重すること及び集団と社会の関わりについて、計画的に学んでいくほか、人権擁護委員と連携しながら、人権教育を推進します。	・道徳の教科化に伴い、授業改善が図られ、生命の尊重や社会との関わりについて、児童生徒はこれまで以上に主体的に学ぶことができた。 ・人権擁護委員と連携し、市内全小学校の1・4年生を対象に人権教室を実施し、やさしさや思いやりの心を育み、他者を尊重することの大切さを呼びかけた。	管理課	・道徳科の授業改善が図られ、生命の尊重や社会との関わりについて、児童生徒はこれまで以上に主体的に学ぶことができた。	・道徳科の授業改善が図られ、生命の尊重や社会との関わりについて、児童生徒はこれまで以上に主体的に学ぶことができた。	・道徳科の授業改善が図られ、生命の尊重や社会との関わりについて、児童生徒はこれまで以上に主体的に学ぶことができた。	・道徳科の授業改善が図られ、生命の尊重や社会との関わりについて、児童生徒はこれまで以上に主体的に学ぶことができた。	・道徳科の授業改善が図られ、生命の尊重や社会との関わりについて、児童生徒はこれまで以上に主体的に学ぶことができた。	【実施内容】 ・道徳科の授業改善が図られている。 【効果】 児童生徒はこれまで以上に主体的に学ぶことができた。	【総括】 道徳化の授業改善が図られてきているが、より充実させることを目指し「考え、議論する」道徳教育の推進が求められる。
				地域づくり課	・人権擁護委員と連携し、市内小学校の4・5年生を対象に人権教室を実施した。	・人権擁護委員と連携し、市内小学校の1・4・5年生を対象に人権教室を実施した。	・人権擁護委員と連携し、市内小学校の1・4年生を対象に人権教室を実施した。	・人権擁護委員と連携し、市内小学校の1・4年生を対象に人権教室を実施した。	・人権擁護委員と連携し、市内小学校の1・4年生を対象に人権教室を実施した。	【実施内容】 ・人権擁護委員と連携し、市内小学校の1・4年生合計636名を対象に、紙芝居、DVDなどの教材により人権教室を実施した。 【効果】 実施後アンケートから、いじめを許さない、友人を大事にし助け合うという意識を児童に持ってもらえることができた。	【総括】 親しみやすい題材を用いることで楽しみながらもいじめなどの人権問題に触れてもらうことができている。自他の生命を尊重することや思いやりの心を持ってもらうため、人権擁護委員と連携しながら継続して人権教育に取り組むたい。

②多文化共生の推進

計画 中 該 当 ペ ージ	事業 番 号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括	
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
48	79	住民と外国人住民がお互いの文化を認め合いながら、地域住民として生活できるよう国際交流協会などの市民団体と連携して、多文化共生を推進します。	【新規】	総務課	・「大網白里市多文化共生推進プラン」に基づく施策メニューの実施を進めた。	・「大網白里市多文化共生推進プラン」に基づく施策メニューの実施を進めた。	・「大網白里市多文化共生推進プラン」に基づく施策メニューの実施を進めた。	・「大網白里市多文化共生推進プラン」に基づく施策メニューの実施を進めた。	・「大網白里市多文化共生推進プラン」に基づく施策メニューの実施を進めた。	【実施内容】 ・令和7年度 住民協働事業として採択された「大網白里市外国人支援ネットワーク事業」の活動について、市広報への掲載等による支援を行った。 【効果】 事業の活動に定期的に参加する外国人住民ができた。	【総括】 市外国人支援ネットワークと連携し、多文化共生を推進できたものと考えられる。
			【新規】	生涯学習課	・外国人アンケート調査を実施し、多文化共生にむけたプランの見直し・検討を行うことができた。	見直された多文化共生プランをもとに、国際交流協会等と連携し、在住外国人が住みやすい環境となるよう、講座・イベント等を実施した。	・国際交流協会と連携し、市民と市内在住外国人が交流できるイベント(グローバルカフェや食文化交流会等)の開催に協力した。	・在住外国人が住みやすい環境となるよう、国際交流協会等の関連団体へ、さまざまな情報を提供した。	・在住外国人が住みやすい環境となるよう、国際交流協会等の関連団体へ、さまざまな情報を提供した。	【実施内容】 ・国際交流協会と連携し、市民と市内在住外国人が交流できるイベント(グローバルカフェ)の開催に協力した。 【効果】 市民と市内在住外国人が交流し、多文化共生の契機とすることができた。	【総括】 国際交流協会と連携し、市民と市内在住外国人が交流する場を設け、お互いの文化を理解し、地域住民として良い関係を築く契機とすることができた。

③性の多様性に関する理解の推進

計画 中 該 当 ペ ージ	事業 番 号	項 目	前期計画での状況	担当課	結果					計画期間(R3~R7) の総括	
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
48	80	広報紙、ホームページ等、市が発信する情報について、差別的表現がないように点検します。	【新規】	秘書広報課	・広報紙や市ホームページ等において、差別的表現がないか確認し、発行や更新を行った。	・広報紙や市ホームページ等において、差別的表現がないか確認し、発行や更新を行った。	・広報紙や市ホームページ等において、差別的表現がないか確認し、発行や更新を行った。	・広報紙や市ホームページ等において、差別的表現がないか確認し、発行や更新を行った。	・広報紙や市ホームページ等において、差別的表現がないか確認し、発行や更新を行った。	【実施内容】 ・広報紙や市ホームページ等において差別的表現がないか確認し、発行や更新を行った。 【効果】 広報紙発行時、ホームページ等更新時に表現の確認を行うことで適切な情報発信がはかられた。	【総括】 広報紙や市ホームページにおいて表現内容の確認を行ったことで、差別的表現の防止と適切な情報発信の推進が図られた。引き続き男女共同参画の視点を意識した情報発信に取り組む必要がある。
48	81	性の多様性に関して、正しい理解を促進するための啓発を行います。	【新規】	地域づくり課	・職員研修で性の多様性や性差別に関する研修を行うと共に、HPに性の多様性に関する記事を掲載した。	HPに性の多様性に関する記事を掲載した。	・職員研修で性の多様性についての研修を行った。	・HP及び広報紙で性の多様性に関する記事を掲載するとともに、県主催の講演会の市職員への受講勧奨を行うことで、性の多様性への理解を促進することができた。	・HPで性の多様性に関する記事を掲載した。 【効果】 性の多様性への理解の促進に寄与しているものと考えられる。	【総括】 R6の市民意識調査結果から、性の多様性に関して半数以上が問題意識を持っていることが分かった。性の多様性に関しての問題意識が理解に変わるよう、引き続き周知・啓発を行う。	

## 【指標シート】

## 【表の見方】

※計画で該当ページとは、第2次大綱白里市男女共同参画計画の中で、該当事業が記載されているページを指します。

※前期計画での達成・未達成については目標値列の右側に記載し、令和7年度の達成・未達成については令和7年度の結果の右側に記載してあります。

計画 中 該 当 ペ ー ジ	事業 番 号	項 目	担当課	目標値	前期計画での 状況	結果					補足事項(※未達成の場合はその理由・原因などを必ず記入)	
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
8	1	市民意識調査(男女平等に関する意識)において「平等になっている」と答える割合	地域づくり課	増加(令和7年度までに1回)	達成	未実施	未実施	未実施	R6.9意識調査を実施8分野の平等感を質問した結果、「平等になっている」と答えた割合は全分野で前回より1～5ポイント減少した。	未実施	未達成	令和7年度は市民意識調査未実施
8	5	広報紙、ホームページ等を利用した男女共同参画についての啓発	地域づくり課	年1回以上	達成	7回	7回	7回	7回	7回 (広報紙・HP掲載)	達成	
10	6	教職員研修(希望研修)への参加	管理課	年1回以上	達成	年2回 (参加者数 15名)	年2回 (参加者数 15名)	年2回 (参加者数 15名)	年2回 (参加者数 15名)	年2回 (参加者数 15名)	達成	
10	7	職場体験学習の実施	管理課	年1回以上	未達成 (R2:0回)	実施なし	年1回 (増穂中、白里中の2年生)	年1回 (増穂中、白里中の2年生)	年1回 (白里中の2年生)	年1回 (増穂中、白里中の2年生)	達成	
10	9	各幼稚園と小・中学校での家庭教育学級の開催	生涯学習課	年4回以上	未達成 (R2:2回)	実施なし	実施なし	未達成 (平均年1回)	未達成 (平均年1回)	平均年1回	未達成	・コロナ禍以降、PTAの活動が低下している。また、PTA組織を廃止する学校もあり、家庭教育学級のあり方を見直す時期に来ている。
10	11	市民を対象にした男女共同参画に関する講座・講演会の実施	地域づくり課	年に1回以上	達成	1回 (参加者数 36名)	1回 (参加者数 26名)	1回 【参加者数 26名】	1回 (参加者数 20名)	1回 (参加者数 23名)	達成	
15	12	審議会等における女性委員の割合	関係各課	30%	未達成 (R2:21.5%)	23.3%	23.3%	25.3%	25.9%	25.1% (女性委員数164/総委員数654)	未達成	新たに女性委員となる方がいる一方で、あて職委員の異動などにより退任される方もおり、割合は微減となった。委員改選時に女性委員の積極的な登用を促すなど、引き続き女性委員割合の増加に努める。
15	15	課長相当職に占める女性の割合(市職員)	総務課	10%	未達成 (R2:9%)	7%	7%	6%	7%	3%	未達成	家庭生活との両立を考えたときに、女性職員がより職責や困難さが重くなる職への昇進について意欲的でない状況に陥ってしまうことが考えられる。
15	15	副課長相当職に占める女性の割合(市職員)	総務課	30%	未達成 (R2:27%)	25%	29%	25%	25%	24%	未達成	家庭生活との両立を考えたときに、女性職員がより職責や困難さが重くなる職への昇進について意欲的でない状況に陥ってしまうことが考えられる。
15	15	班長相当職に占める女性の割合(市職員)	総務課	40%	達成	39%	37%	32%	31%	32%	未達成	家庭生活との両立を考えたときに、女性職員がより職責や困難さが重くなる職への昇進について意欲的でない状況に陥ってしまうことが考えられる。
15	16	女性職員の能力開発のための研修への参加人数	総務課	述べ年間5人以上	未達成 (R2:2人)	2人	3人	20人	4人	8人	達成	
17	17	マタニティ教室に男女で参加する割合	健康増進課	80%以上	達成	71.4% (対象者56名 参加者40名)	77.7% (対象者54名・参加者42名)	86.7% (対象者23名・参加者20名)	84.8% (対象者33名・参加者28名)	86.1% (対象者36名・参加者31名)	達成	
17	21	【新規】“おとう飯”に関する啓発	地域づくり課	年1回		3回	3回	2回	2回	1回	達成	
22	25	家族経営協定の新規締結数	農業振興課	5件以上	未達成 (R2:1件)	0件	2件	1件	2件	1件	達成	調査時点で5か年の新規締結数は6件。 なお、令和5年度は本調査の回答後にさらに協定の締結が1件あったため、5年間の合計の実数は7件となる。
22	26	女性の新規認定農業者	農業振興課	5人以上	未達成 (R2:2人)	1人	1人	1人 (+1人)	0人 (+3人)	0人	達成	各年度の調査時点の女性の新規認定農業者の人数は、左記のとおりだが、調査の回答後に、認定を受けた女性の農業者がいるため、5年間の合計の実数は7人となる。 【参考】各年度の女性の新規認定農業者の実数 令和3年度 1人、令和4年度 1人、令和5年度 2人 令和6年度 3人、令和7年度 0人

計画 該当 ページ	事業 番号	項目	担当課	目標値	前期計画での 状況	結果					補足事項(※未達成の場合はその理由・原因などを必ず記入)	
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
29	30	男性の育児休業等取得率(市職員)	総務課	10%	未達成 (R2:9%)	0% (配偶者出産 7名 取得者 0名)	0% (配偶者出産 10名 取得者 0名)	40% (配偶者出産 5名 取得者 2名)	80% (対象者 5名 取得者 4名)	60% (対象者 5名 取得者 3名)	達成	令和7年度公表数値(令和6年度実績)
29	30	【新規】配偶者出産休暇(男性の育児参加休暇)取得率(市職員)	総務課	100%		100% (配偶者出産 7名 取得者 7名)	90% (配偶者出産 10名 取得者 9名)	60% (配偶者出産 5名 取得者 3名)	100% (対象者3名 取得者3名)	100% (対象者5名 取得者5名)	達成	令和7年度公表数値(令和6年度実績)
29	32	時間外保育の実施	子育て支援課	全施設	達成	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	達成	
29	32	一時保育の実施	子育て支援課	1カ所	達成	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	達成	
29	32	病後児保育の実施	子育て支援課	3カ所	未達成 (R2:1カ所)	1カ所	1カ所	1カ所	2カ所	2カ所	未達成	民間施設の応募がなかったため
29	34	学童保育の開設場所	子育て支援課	9カ所	達成	9カ所	8カ所	8カ所	8カ所	8カ所	未達成	民間学童保育室が1カ所閉鎖したため
34	42	女性消防団員	安全対策課	10人以上		7人	7人	7人	9人	14人	達成	
34	43	大網白里市防災会議における女性委員の数	安全対策課	4人	達成 (前期の目標3人)	4人	6人	5人	4人	5人	達成	
36	46	広報紙、ホームページ等を利用した健診や相談の周知	健康増進課	年12回以上	達成	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	達成	
36	47	新生児または乳児家庭訪問の実施	健康増進課	90%以上	達成	97.5%	95.2%	R5年12月生まれまで 96.3%	R6年12月生まれまで 94.5%	R7年12月生まれまで 95.2%	達成	
36	49	乳がん検診の受診者数	健康増進課	2,500人以上	未達成 (R2:17.62%)	R4.1月末時点で2,120人(2月末まで受診が可能)	R5.1月末時点で2,169名が受診。(乳がん検診は2月28日まで受診が可能)	R6.1月末時点で2,164名が受診。(乳がん検診は2月29日まで受診が可能)	R7.1月末時点で2,211名が受診。(乳がん検診は2月28日まで受診が可能)	R8.1月末時点で2,191名が受診。(乳がん検診は2月28日まで受診が可能)	未達成	がん検診の受診率は横ばいであり、無料クーポン券や希望調査を実施し受診率向上にむけた活動をしているが、受診率向上につながらない。
36	49	子宮がん検診の受診者数	健康増進課	1,000人以上	未達成 (R2:8.78%)	R4.1月末時点で992人(2月末まで受診が可能)	R5.1月末時点で980名が受診。(子宮がん検診は2月28日まで受診が可能)	R6.1月末時点で993名が受診。(子宮がん検診は2月29日まで受診が可能)	R6.12月末時点で1,054名が受診。(子宮がん検診は2月28日まで受診が可能)	R8.1月末時点で1,008名が受診。(子宮がん検診は2月28日まで受診が可能)	達成	がん検診の受診率は横ばいであり、無料クーポン券や希望調査を実施し受診率向上にむけた活動をしているが、受診率向上につながらない。
43	60	DVIに関するチラシ等の配布による情報提供	地域づくり課 子育て支援課	年1回以上	達成	地域 1回 子育て 1回	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 1回	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 1回	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 1回	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 1回	達成	
43	60	広報紙、ホームページ等を利用したDV防止に関する周知	地域づくり課 子育て支援課	年1回以上	達成	地域 1回 子育て 1回	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 1回	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 1回	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 1回	【令和4年度より子育て支援課に事務移管】 1回	達成	
43	61	広報紙、ホームページ等を利用した児童虐待防止に関する周知	子育て支援課	年1回以上	達成	1回	1回	1回	1回	1回	達成	
43	62	広報紙、ホームページ等を利用した高齢者・障がい者虐待防止に関する周知	高齢者支援課 社会福祉課	年1回以上	達成	高齢者虐待について広報誌で周知を図った。チラシを窓口に設置 1回	高齢者虐待についてホームページで周知を図った。更新 1回	高齢者虐待について広報誌で周知を図った。1回 高齢者虐待についてホームページで周知を図った。継続 高齢者虐待についてホームページで周知を図った。継続	高齢者虐待について広報誌で周知を図った。1回 高齢者虐待についてホームページで周知を図った。継続 高齢者虐待についてホームページで周知を行った。	高齢者虐待について広報誌で周知を図った。1回 高齢者虐待についてホームページで周知を図った。継続 障がい者虐待についてホームページで周知を行った。	達成	広報おおあみしらさと 令和7年5月号 大網白里市HP内、防止しよう！高齢者虐待
43	65	乳幼児健診未受診者の状況把握	健康増進課	100%	未達成	1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 75%	R4年12月対象の児まで 1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 75%	1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 60%	R6年12月対象の児まで 1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 68.8%	R7年12月対象の児まで 1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 100%	達成	
43	66	児童虐待防止に関する研修への参加	子育て支援課	年1回以上	達成	3回	3回	3回	3回	8回	達成	

計画 該当 ページ	事業 番号	項 目	担当課	目標値	前期計画での 状況	結果					補足事項(※未達成の場合はその理由・原因などを必ず記入)	
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
43	66	要保護児童対策地域協議会の開催	子育て支援課	年1回以上	達成	代表者会議 1回 実務者会議 3回 個別支援会議 21回	代表者会議 1回 実務者会議 4回 個別支援会議 16回	代表者会議 1回 実務者会議 4回 個別支援会議 21回	代表者会議 1回 実務者会議 4回 個別支援会議 30回	代表者会議 1回 実務者会議 4回 個別支援会議 17回	達成	
43	67	DVIに関する研修への参加	子育て支援課	年1回以上	達成	3回	3回	3回	3回	3回	達成	
43	68	高齢者・障がい者に対する虐待についての研修への参加	高齢者支援課 社会福祉課	年1回以上	達成	高齢者虐待防止現任 研修1回 高齢者虐待防止専門 研修1回 障がい者虐待防止・権 利擁護研修 2回	障がい者虐待防止・権 利擁護研修 2回	高齢者虐待防止専門 研修1回	高齢者虐待防止管理職 及び新任研修1回 障がい者虐待防止・権 利擁護研修 2回	高齢者虐待防止管理職 研修1回 障がい者虐待防止・権 利擁護研修 2回	達成	
43	72	インターネットを通じた犯罪に関する児童・生徒への啓 発	管理課	年2回以上	達成	年2回	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上	達成	
45	73	セクハラ等是人権侵害であるという認識を促す情報提 供	地域づくり課 子育て支援課	年1回以上	達成	1回	【令和4年度より子育て支援 課に事務移管】 1回	【令和4年度より子育て支援 課に事務移管】 1回	【令和4年度より子育て支援 課に事務移管】 1回	【令和4年度より子育て 支援課に事務移管】 1回	達成	
48	76	広報紙、ホームページ等を利用した人権相談に関する 周知	地域づくり課	年12回以上	達成	17回	15回	15回	18回	14回	達成	
48	76	人権擁護委員の研修への参加	地域づくり課	年1回以上	達成	2回	2回	2回	1回	1回	達成	
48	77	街頭人権啓発活動の実施	地域づくり課	年2回以上	未達成	1回	1回	1回	2回	2回	達成	